

令和3年度
第2回総合教育会議資料

日 時 令和4年3月24日（木）
午前10時～

場 所 市役所議会棟2階全員協議会室

令和3年度第2回守谷市総合教育会議次第

日 時 令和4年3月24日（木）

午前10時から

場 所 市役所議会棟2階全員協議会室

1 市長あいさつ

2 教育長あいさつ

3 協議・調整事項

（1）守谷市教育大綱案について

（2）その他

4 閉 会

守谷市教育大綱(案)

守谷市
令和4年3月

はじめに

少子高齢化や人口減少などの社会構造の変化に加え、新たな未来（Society5.0）へと急速に変化する社会環境の中、学校教育と社会教育の充実や文化・スポーツ等の振興など、学びをはじめとする様々な重要課題に取り組み、多様化する次代を担う人材育成のために教育行政が果たす役割は、これまで以上に一層重要なものとなっています。

また、人生100年時代に向けて、社会が大きな転換点を迎える中、生涯学習の重要性も一層高まっています。

守谷市では、子どもたちが守谷市民であることに誇りを持ち、知性、感性、道徳心や体力など生きる力を育み、人間性豊かでかつ持続可能な社会の創り手となれるような教育を推進するとともに、ICT 機器等を活用した教育を進め、学校教育が抱える課題を解決し、教育の更なる質の向上を図ります。

あわせて、学校教育及び社会教育を充実し、人生100年時代を見据えた、誰もが生涯を通じて、主体に学び合い、支え合うことのできる社会の実現を目指します。

今後も、教育、学術及び文化の振興に関する施策を総合的に推進するため、総合教育会議を通じて教育委員会と意思疎通を図り、地域教育の課題やあるべき姿を共有し、連携を強化してまいります。

令和4年3月

守谷市長 松丸 修久

1 策定の経緯

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、地方公共団体の長は、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。

これを受けて守谷市では、平成28年に「守谷市教育に関する大綱」を定め、「健やかに暮らせるまち」、「こころ豊かに暮らせるまち」の実現のため、様々な施策に取り組んでまいりました。

「守谷市教育に関する大綱」の期間満了に伴い、これまで取り組んできた成果を引き継ぎつつ、市民のニーズや社会環境の変化に対応した新しい「守谷市教育大綱」をここに定め、今後の取組を推進してまいります。

2 策定の考え方

守谷市は、令和4年3月に、これまで取り組んできたまちづくりを振り返り、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現を目指すSDGsの達成を見据えつつ、市民と行政が守谷市の未来の姿を共有して新しい時代をつくっていくためのまちづくりの指針「第三次守谷市総合計画」を策定しました。

その中で、全てのひとが心身ともに健康で生きがいや働きがいを実感できる暮らしを実現するために定められた、教育、学術及び文化の振興に関する施策やそれを実現するための取組は、教育基本法に基づき策定された国の「第三期教育振興基本計画」における基本的な方針を参酌したものとなっています。

また、これまでも「第二次守谷市総合計画」における教育振興に関する基本方針について抜粋したものを「守谷市教育に関する大綱」と定め、その方針のもと施策を実施してまいりました。

このことを踏まえ、施策の継続性を保つ観点からも、「第三次守谷市総合計画」における、教育、学術及び文化の振興に関する施策について抜粋したものを「守谷市教育大綱」と定めることとしました。

3 大綱の位置付け

守谷市教育大綱は、教育基本法第17条第1項の規定に基づく国の教育振興基本計画を参酌するとともに、守谷市総合計画を上位計画とし、その目指すべき将来像を実現するため、教育施策などを推進するための基本的な方向性を示すものです。

4 対象期間

「守谷市教育大綱」の対象期間は、「第三次守谷市総合計画」を構成する「基本計画」及び「第2期守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間に合わせ、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

5 持続可能な開発目標(SDGs)の実現

平成27年に国連サミットにおいて採択されたSDGsは17の目標を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会及び環境をめぐる広範な課題に対して統合的に取り組むこととしています。

我が国においては、「あらゆる人々の活躍の推進」や「健康長寿の達成」、「成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション」など8つの優先課題を掲げ、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された

未来への先駆者を目指す」こととしています。

こうした理念は守谷市にとっても大変重要な視点です。守谷市では、市が有する自然資源（グリーンインフラ）を背景とした都市の魅力向上とスマートシティの推進を組み合わせることにより、持続可能な住みよいまちの実現を目指しています。

SDGsの達成のため、教育分野では、持続可能な社会を創る担い手を育む教育を推進し、新しい時代をたくましく生きぬく人づくりを目指します。



守谷市教育大綱

第三次守谷市総合計画

将来像 水と緑のパワースポットもりや
～持続・創造・進化するまち～

本市の将来像を実現させるため、本市教育委員会では、子どもたちが守谷市民であることに誇りを持ち、知性、感性、道徳心や体力など生きる力を育み、人間性豊かに成長することを願い

①互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間の育成
②地域や国際社会に貢献しようとする社会性豊かな人間の育成
③自ら考え行動する、個性と想像力が豊かな人間の育成
④心身ともに健やかで、健康的な生活習慣を重んじる人間の育成
⑤持続可能な社会の担い手として、環境や社会的な課題について解決を図っていく人間の育成に向けた教育を重視するとともに、ICT機器等を活用した教育を推進してまいります。

また、あわせて学校教育及び社会教育を充実し、人生100年時代を見据え、誰もが生涯を通じて、主体的に学び合い、支え合うことができる社会の実現を図るため、次の施策を重点的に推進してまいります。

施策 教育改革の推進

1 あるべき未来の姿

教育改革による充実した学校教育の実現

2 中長期的に目指すゴール SDGs 目標 4(質の高い教育をみんなに) 包摂的で質の高い教育を普及する

▷生涯を通して学びへの希望を高水準で実現

▷持続可能な社会をつくるために必要な知識の習得



3 実現のために重点的に取り組むもの

(1)確かな学力の育成

- ◆守谷型カリキュラム・マネジメントの継続
- ◆学習支援ティーチャールの配置
- ◆市費負担教科担任の配置
- ◆学校図書館を活用した読書活動の推進
- ◆サタデー学習支援教室の実施

(2)豊かな心を育む教育の推進

- ◆特別支援教育の推進
- ◆いじめ防止対策の推進及び不登校対策の実施
- ◆情報モラル教育の推進

(3)健康と体力を育む教育の推進

- ◆遊ゆうタイムの活用など子どもの体力向上の推進
- ◆正しい食生活の理解や望ましい習慣の食育の推進(※1)

(4)グローバル社会で活躍できる人材を育成するための教育の推進

- ◆ALT 活用による外国語教育の推進
- ◆ICT を活用した教育の推進
- ◆キャリア教育の推進

(5)地域とともにある学校づくり

- ◆地域と連携した学校運営と教育活動の推進
- ◆地域への授業公開と積極的情報発信
- ◆教育活動における地域人材の有効活用

(6)学びを支える環境づくり

- ◆教職員のICT活用能力及び資質能力の向上
- ◆学校における働き方改革の推進
- ◆学校施設等の教育環境の整備
- ◆部活動指導員配置の推進
- ◆交通安全意識の向上及び交通安全施設等の整備（※2）

※1. 第三次守谷市総合計画 施策「健康づくりの推進」を実現するための取組「食育の推進」の一部を引用しています。

※2. 第三次守谷市総合計画 施策「市民生活の安全・安心の確保」を実現するための取組「交通安全施設等の整備」及び「交通安全意識の向上」の一部を引用しています。

施策 生涯学習の推進

1 あるべき未来の姿

こどもからおとなまで元気に学び 活躍できるまちを実現

2 中長期的に目指すゴール SDGs 目標3(すべての人に健康と福祉を) 全ての人の健康的な生活を確保する

- ▷医療と福祉の包括的提供
- ▷精神的・身体的に健康な生活を確保



中長期的に目指すゴール SDGs 目標4(質の高い教育をみんなに) 包摂的で質の高い教育を普及する

- ▷生涯を通して学びへの希望を高水準で実現
- ▷持続可能な社会をつくるために必要な知識の習得



3 実現のために重点的に取り組むもの

(1)自主的な学習活動の支援と機会・場の提供

- ◆学習機会と交流の場の提供
- ◆学びと活動を支える人材の確保
- ◆図書館サービスの充実
- ◆子ども読書活動の推進
- ◆計画的な生涯学習関連施設の整備
- ◆安心できる子どもの居場所提供（※3）

(2)スポーツを楽しむ環境づくり

- ◆スポーツを気軽に楽しめる機会の創出
- ◆子どものスポーツ活動の推進
- ◆スポーツにかかわる組織の育成と連携・協働の推進
- ◆スポーツを活用した地域活性化

(3)心の豊かさを育む芸術・文化の振興

- ◆芸術・文化に触れる機会の充実
- ◆芸術・文化活動の支援

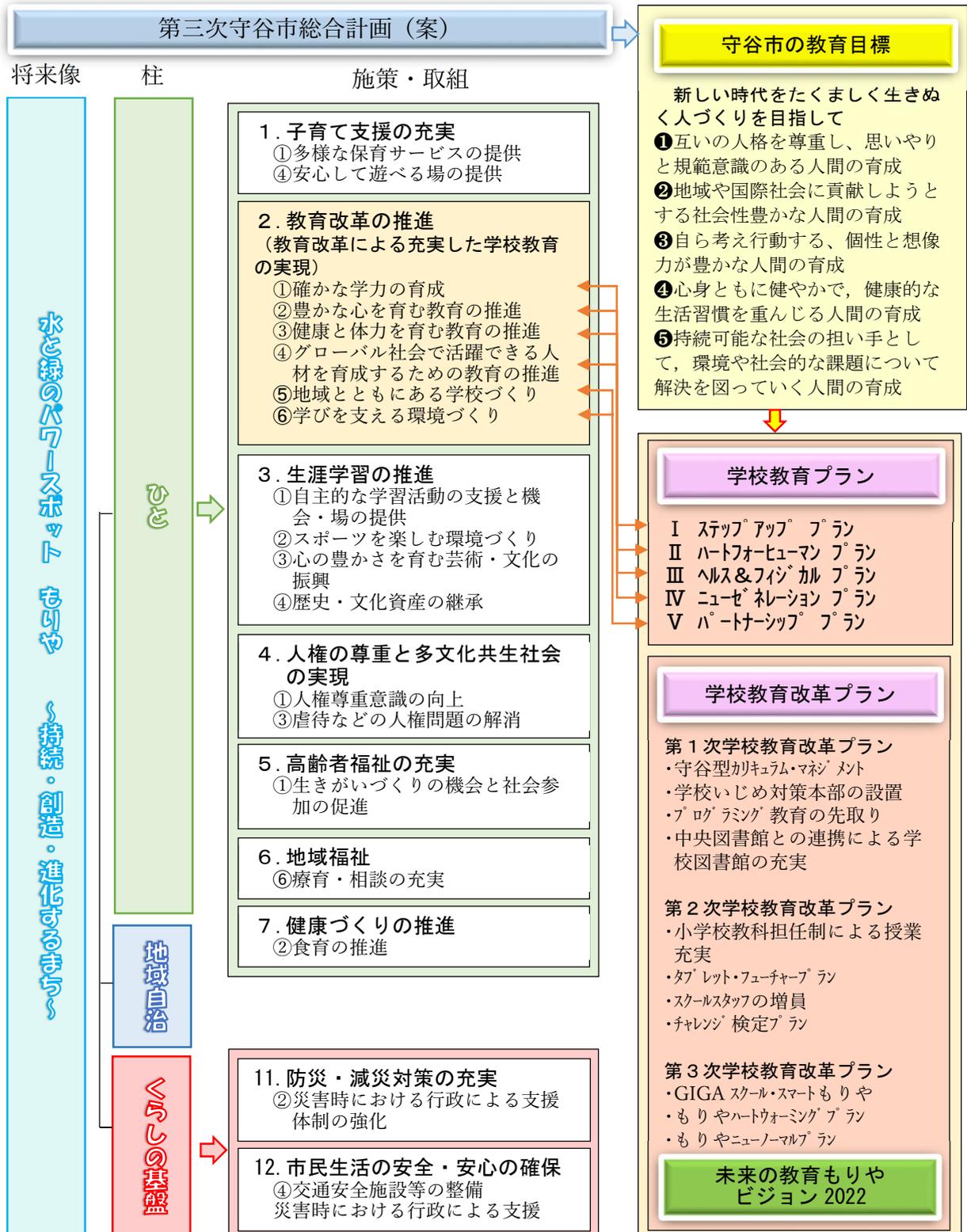
(4)歴史・文化資産の継承

- ◆歴史・文化財を知る機会の提供
- ◆歴史的資源を活用したまちづくりの推進

※3. 第三次守谷市総合計画 施策「子育て支援の充実」を実現するための取組「安心して遊べる場の提供」の一部を引用しています。

守谷市の教育体系（令和4年度以降）

守谷市の教育行政は、第三次守谷市総合計画で定めた守谷市が目指す将来像の実現のため、教育改革による充実した学校教育の実現に向け、教育改革の推進に取り組みます。



教育に関する大綱の概要について

1 教育に関する大綱策定の背景と趣旨（文部科学省通知）

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3により、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされています。

また、地方公共団体の長は民意を代表する立場であるとともに、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有しており、また、近年の教育行政においては、福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっていることから、地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしています。

2 教育に関する大綱策定の考え方（文部科学省通知・見解）

（1）大綱の定義

- ① 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針（詳細な施策について策定することを求めている。）
- ② 教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針（参考資料1）を参酌（国の教育改革の方向性と合致）
- ③ 教育の他、学術、文化、スポーツも対象となるが、必ずしも網羅的に記載する必要はない。

（2）大綱の対象期間

対象期間については法律に定めはないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4～5年程度を想定している。

（3）大綱の記載事項

大綱の主たる記載事項は、地方公共団体の判断に委ねられている。主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育園・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例提案等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針等が想定されている。

(4) 大綱の尊重義務

- ① 地方公共団体の長が教育委員会と調整がついた事項を大綱に記載した場合には、双方に尊重義務（※）がかかる。

※〔尊重義務〕尊重義務とは、その方向性に向けて努力することであり、会議で調整した方針に基づいて事務執行を行ったが、結果として大綱に定めた目標を達成できなかった場合については、尊重義務違反には該当しない。

(5) 「大綱」と「教育振興基本計画」及び「その他の計画」との関係

- ① 地方公共団体において教育振興基本計画その他の計画(※1)を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができる。
- ② 地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合は、別途、大綱を策定する必要はない。

※1〔教育振興基本計画その他の計画〕

教育振興に向けた施策を総合的、計画的な推進を図るため、政府が定める基本計画。地方自治体も国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ教育振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

守谷市は、教育振興基本計画を策定していないため、既存計画で関連するものは「第三次守谷市総合計画」、「守谷市の教育目標」が考えられる。

【関係法令条文（抜粋）】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

○教育基本法

(教育振興基本計画)

第一七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第3期教育振興基本計画(大綱策定に当たり参酌する事項)

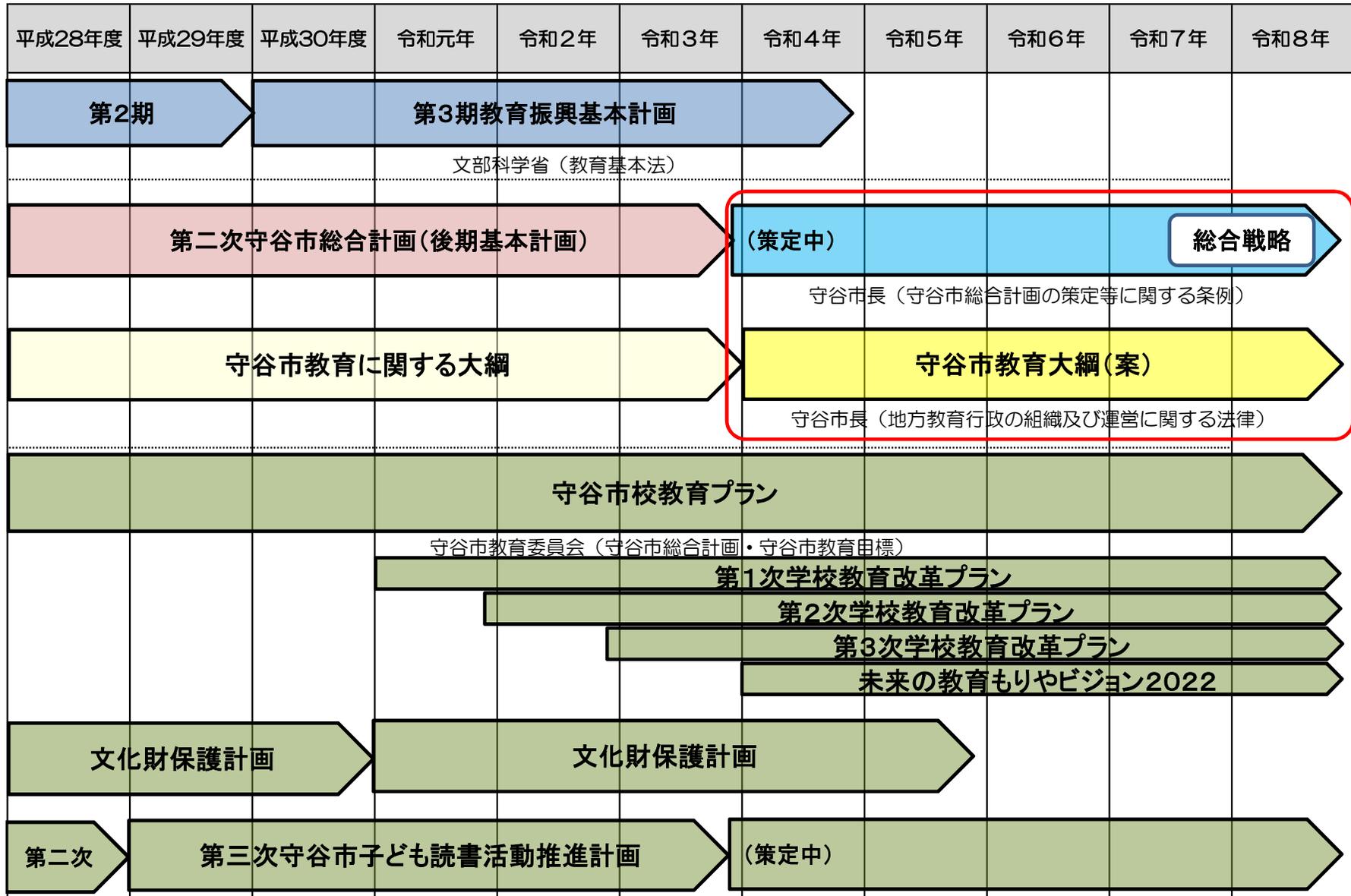
基本的な方針	教育政策の目標	施策群
<p>1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する</p> <p>■ 教育大綱・総合計画と合致 赤字 総合計画と合致</p>	<p>①確かな学力の育成</p>	<p>●子ども達の基礎力・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度を育成する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 幼児期における教育の質の向上 2. 新学習指導要領の着実な実施等 3. 全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用 4. 高等学校教育改革の推進 5. 就学前から高等教育までの各段階の連携の推進 ※基本計画 2-1
	<p>②豊かな心の育成</p>	<p>●子ども達の豊かな情操や道徳心を培い、正義感、責任感、規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、個人の価値を尊重し、男女の平等を重んじる態度、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度、前向きに挑戦しやり遂げる力などを養う</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子ども達の自己肯定感・自己有用感の育成 2. 道徳教育の推進 3. いじめ等への対応の徹底、人権教育の推進 ※基本計画 2-2, 4-1 4. 体験活動や読書活動の充実 ※基本計画 2-1 5. 伝統や文化等に関する教育の推進 ※基本計画 3-3, 3-4 6. 青少年の健全育成 ※基本計画 2-2 7. 男女共同参画の推進 ※基本計画 4-2 8. 主導者教育の推進 9. 消費者教育の推進 10. 持続可能な開発のための教育(ESD)の推進 11. 環境教育の推進 12. オリンピック・パラリンピック教育の推進 13. 災害からの復興等持続可能な地域づくりのための教育の推進
	<p>③健やかな体の育成</p>	<p>●生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を育成する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学校保健・学校給食、食育の充実等 2. 子ども達の基本的な生活習慣の確立に向けた支援 3. 学校や地域における子ども達のスポーツの機会の充実 ※基本計画 2-3, 3-2
	<p>④問題発見・解決能力の習得</p>	<p>●学生に幅広い知識と教養、主体的に変化に対応しつつ学んだ知識・知能を実践・応用する力、更には自ら問題の発見・解決に取り組む力を育成する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高大接続改革の着実な推進 2. 学生本位の視点に立った教育の実現 3. 教員・学生の流動性の向上 4. 教育の質向上と効果的な運営のための高等教育機関間の連携強化
	<p>⑤社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成</p>	<p>●自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養い、社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各学校段階における産業界とも連携したキャリア教育・職業教育の推進 ※基本計画 2-4 2. 高等教育機関における実践的な職業教育の推進 3. 関係府省が連携した学校から社会への接続支援 4. 学びを通じた地方への新たな人の流れの構築 ※基本計画 3-4
	<p>⑥家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進</p>	<p>●多様化する家庭環境に対し、地域全体で家庭教育を支える。また、地域社会との様々な関わりを通じて、子ども達が安心して活動できる居場所づくりを進め、これからの時代に必要な力や、地域への愛着や誇りを子ども達に育成する。さらに、家庭や地域と学校との連携・協働を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭の教育力の向上 2. 地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進 ※基本計画 2-5
<p>2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する</p> <p>■ 教育大綱・総合計画と合致 赤字 総合計画と合致</p>	<p>⑦グローバルに活躍する人材の育成</p>	<p>●伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 伝統や文化等に関する教育の推進 ※基本計画 3-3, 3-4 2. 英語をはじめとした外国語教育の強化 ※基本計画 2-4 3. 国際化に向けた先進的な取組を行う高等学校・高等専門学校・大学等への支援

		<p>4. 日本人生徒・学生の海外留学支援 5. 外国人留学生の受入れ環境の整備</p> <p>●高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知を創り出し、その知から新たな価値を生み出す創造性を有して、既存の様々な枠を超えて活躍できる、イノベーションを牽引する人材を育成する</p> <p>1. 大学院教育改革の推進 2. 若手研究者・科学技術イノベーションを担う多様な人材の育成・活躍促進 3. 研究力強化の推進 4. 高等専門学校における技術者教育の推進 5. 優れた才能・個性を伸ばす教育の推進 6. IT・データ活用能力の育成 7. 新たな社会を創造・牽引するアントレプレナーシップ(起業家精神等)の育成</p> <p>●オリンピック・パラリンピック競技大会等で活躍が期待される次世代アスリートや、日本の文化芸術の永続的な継承・発展・発信に向け、文化芸術を創造し支える人材を育成する。また、我が国の多様な成長分野の発展を担う専門人材を育成する</p> <p>1. 次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築 2. 芸術家等の養成、文化芸術振興策の推進 3. 我が国の多様な成長分野の発展を担う専門人材の育成</p>
<p>3. 生涯学び、活躍できる環境を整える</p> <p>教綱・総育大合計画と合致 赤字 総合計画と合致</p>	<p>⑩人生 100 年時代を見据えた生涯学習の推進</p> <p>●人生 100 年時代を見据え、全ての人が、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・知能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成する</p> <p>1. 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進 ※基本計画 3-1 2. 女性活躍推進のためのリカレント教育の強化 3. 高齢者等の生涯学習の推進 4. 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進 ※基本計画 3-2 5. 生涯を通じた文化芸術活動の推進 ※基本計画 3-3 6. 生涯を通じた学習の成果と適切な評価・活用のための環境整備</p> <p>⑪人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進</p> <p>●少子高齢化、人口減少などの環境変化に対応し、人々が孤立することなく生きがいを持って社会に参加し、地域社会の活力の維持・向上を図るため、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた学びを推進する</p> <p>1. 新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討 2. 社会における人づくり、地域づくりを担う中核人材の育成 ※基本計画 2-5 3. 施設の複合化や多様な資金調達等も活用した持続可能な社会教育施設の運営</p> <p>⑫職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進</p> <p>●刻々と変化する社会に対応し、職業に関して必要な知識やスキルを身に付けて、「学び」と「労働」の循環につなげることができるよう、社会人が大学等で学べる環境の整備を推進する</p> <p>1. 教育機関における産業界と連携した実践的な教育カリキュラムの編成・実施 2. 社会人が働きながら学べる学習環境の整備 3. 経済的な支援の実施 4. 労働者の学びに関する企業側の理解促進</p> <p>⑬障害者の生涯学習の推進</p> <p>●障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行等も踏まえ、障がい者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求しつつ、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じた教育やスポーツ、文化等の様々な学習機会の整備に関する関係施策を横断的かつ総合的に推進する</p> <p>1. 学校卒業後における障がい者の学びの支援 2. 地域学校協働活動の推進 3. 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援学級の充実 4. 大学等における学生支援の充実 5. 障がい者スポーツ、障がい者の文化芸術活動の振興等</p>	
<p>4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する</p> <p>教育大綱・総合計画と合致 赤字 総合計画と合致</p>	<p>⑭家庭の経済状況や地理的条件への対応</p> <p>●教育の機会均等に向け、家庭の経済状況や地理的条件によって、子どもが進学等を断念することがないように、家庭の教育費負担の軽減を図るとともに、幼児期や小学校低学年の時期から子どもの学びをきめ細かく支援し、セーフティネットを構築する</p> <p>1. 教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援 2. 学校教育における学力保障・進路支援、福祉関係機関等との連携強化 3. 地域の教育資源の活用</p>	

		<p>4. 学校給食及び食育の推進 ※基本計画 7-2</p> <p>5. へき地や過疎地域等の児童生徒等への就学支援</p> <p>6. 東日本大震災をはじめとした災害への対応</p>
	<p>⑮多様なニーズに対応した教育機会の提供</p>	<p>●障がいや不登校、日本語能力、複合的な困難等の多様なニーズに丁寧に対応し、一人ひとりの子どもの能力・可能性を最大限に伸ばす教育を実現する。併せて、ライフステージ全体を通じて、多様な背景を持つ人々のニーズに応じた教育機会を提供する</p> <p>1. 特別支援教育の推進 ※基本計画 2-2</p> <p>2. 不登校児童生徒の教育機会の確保 ※基本計画 2-2</p> <p>3. 夜間中学の配置・充実</p> <p>4. 高校中退者等に対する支援</p> <p>5. 高等学校定時制課程・通信制過程の質の確保・向上</p> <p>6. 海外で学ぶ子どもや帰国児童生徒、外国人児童生徒への教育推進</p> <p>7. 地域における外国人に対する日本語教育の推進</p>
<p>5. 教育政策推進のための基盤を整備する</p> <p>教綱・総育大合計画と合致 赤字 総合計画と合致</p>	<p>⑯新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導体制の整備等</p>	<p>●教師の養成、採用、研修の充実や、魅力ある優れた教師の確保・資質能力の向上を進めるとともに、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実、専門スタッフとの連携・分担体制構築等を通じて、教師が本来行うべき教育に関する業務に集中できる持続可能な学校指導体制を整備する</p> <p>1. 教職員指導体制・指導環境の整備 ※基本計画 2-6</p> <p>2. これからの学校教育を担う教師の資質能力の向上 ※基本計画 2-6</p>
	<p>⑰ICT 利活用のための基盤の整備</p>	<p>●初等中等教育段階について、①情報活用能力の育成、②主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた各教科等の指導における ICT 活用の促進、③校務の ICT 化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上、④それらを実現するための基盤となる学校の ICT 環境整備の促進に取り組む。また、私立学校についても、国公立学校の状況を勘案しつつ、ICT 環境整備を促進する。</p> <p>高等教育段階について、教育の質向上の観点から ICT の利活用を積極的に推進する。また、ICT の活用による生涯を通じた学習機会の提供を推進する</p> <p>1. 情報活用能力の育成</p> <p>2. 各教科等の指導における ICT 活用の促進 ※基本計画 2-6</p> <p>3. 校務の ICT 化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上 ※基本計画 2-6</p> <p>4. 学校の ICT 環境整備の促進</p> <p>5. 大学における ICT を利用した教育の推進</p> <p>6. ICT の活用による生涯を通じた学習の推進</p>
	<p>⑱安全・安心で質の高い教育研究環境の整備</p>	<p>●教育内容・方法等の変化や多様化への対応などの教育環境の質的向上を図りつつ、早期に耐震化を完了し、長寿命化改修を中心とした計画的な恒久化対策を進める。また、教材、学校図書館、社会教育施設等の学校内外における教育環境を充実する。さらに、大学施設については、計画的な老朽化対策に併せ、次代を担う人材育成やイノベーション創出のための教育研究環境の整備を推進する。</p> <p>また、建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育研究を展開し、公教育の大きな部分を担っている私立学校の重要性に鑑み、その基盤としての教育研究環境の整備を促進する</p> <p>1. 安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進 ※基本計画 2-6</p> <p>2. 学校における教材等の教育環境の充実</p> <p>3. 私立学校の教育研究基盤の強化</p>
	<p>⑲児童生徒等の安全の確保</p>	<p>●学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故を可能な限り減少させるとともに、死亡事故の発生を限りなくゼロとすることを目指す</p> <p>1. 学校安全の推進 ※基本計画 12-4</p>
	<p>⑳教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革</p>	<p>●今後 18 歳人口の大幅な減少が予測され、特に地方においては、小規模な大学が多く経営悪化が懸念される状況を踏まえ、教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革により、特色ある「足腰の強い」大学づくりを推進する</p> <p>1. 教育研究の質向上に向けた基盤の確立</p> <p>2. 高等教育機関の連携・統合等</p>
	<p>㉑日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化</p>	<p>●海外展開モデルケースの形成や、国内の教育環境・基盤の整備、諸外国との教育に係る人材交流の強化をすることで、日本型教育の海外展開と我が国の教育の国際化を推進する</p> <p>1. 官民協働による日本型教育の海外展開</p> <p>2. 途上国への教育協力</p>

教育、学術及び文化に関する計画等の関連図

参考資料 2



第三次守谷市総合計画

- ・ 人口ビジョン（案）
- ・ 第2期守谷市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）
- ・ 基本計画（案）

目次

人口ビジョン

01	人口の現状	17
	1 人口の推移	17
	2 自然動態の状況	18
	3 社会動態の状況	19
02	将来人口推計	20
	1.1 社人研による将来人口推計	20
	1.2 守谷市の実績等を反映した将来人口推計	21
	1.3 守谷市の人口減少段階	23
	2 将来人口の見通し	24

総合戦略

01	第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略 [重点プロジェクト]	27
	1 基本的な考え方	27
	1.1 基本方針	27
	1.2 守谷市総合戦略の戦略分野	28
	1.3 総合戦略の体系	29
	2 展開施策とKPI	30

基本計画

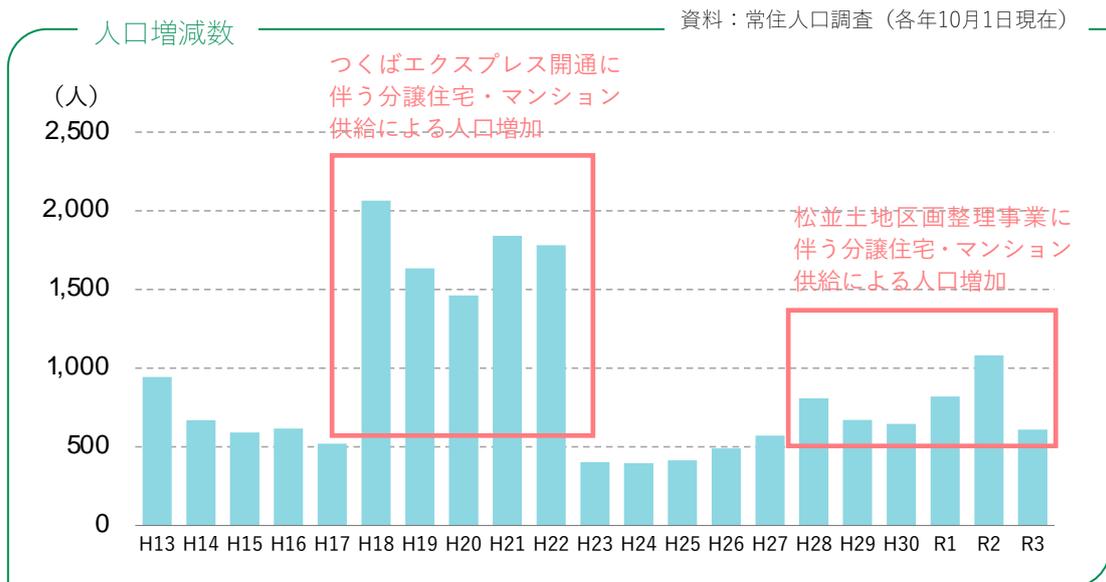
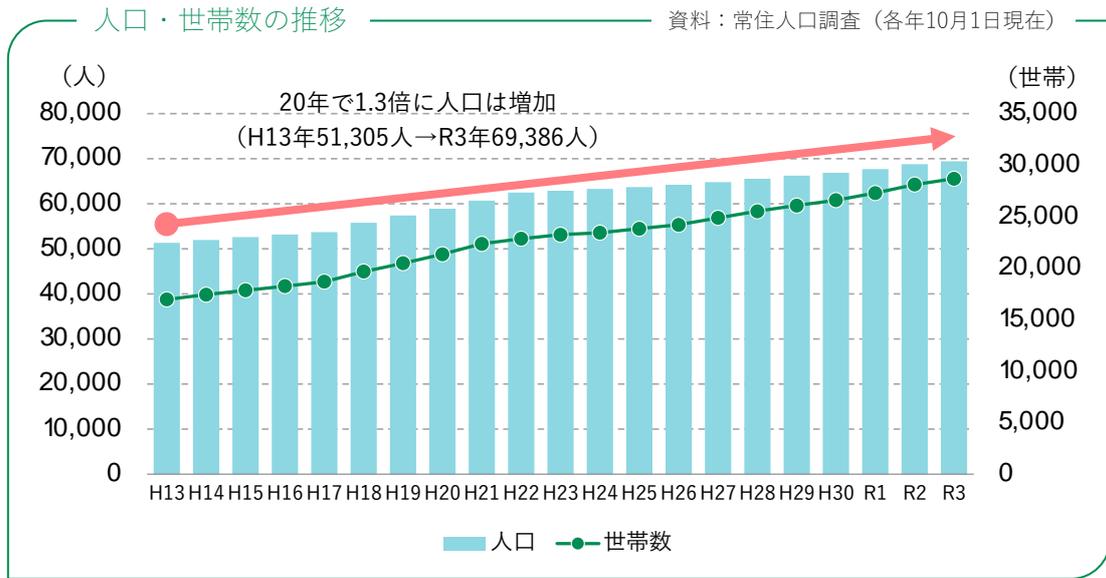
01	施策の体系	35
	1 施策の体系	35
	2 重点プロジェクトの位置づけ	38
02	施策と取組内容	40
	(計画内容の見かた)	40
	1.子育て支援の充実	42
	2.教育改革の推進	44
	3.生涯学習の推進	46
	4.人権の尊重と多文化共生社会の実現	48
	5.高齢者福祉の充実	50
	6.地域福祉の推進	52
	7.健康づくりの推進	54
	8.活気ある地域活動の推進	56
	9.信頼できる行政運営の推進	58
	10.環境にやさしい生活の創出	60
	11.防災・減災対策の充実	64
	12.市民生活の安全・安心の確保	66
	13.利便性の高い都市基盤の整備	70
	14.地場産業の活性化	74



01 人口の現状

1 人口の推移

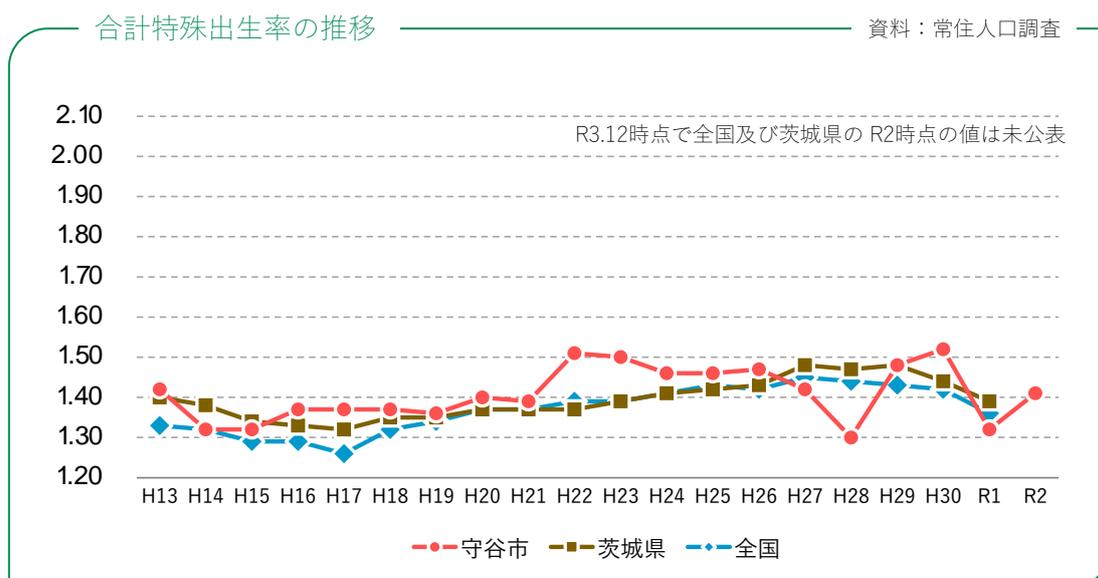
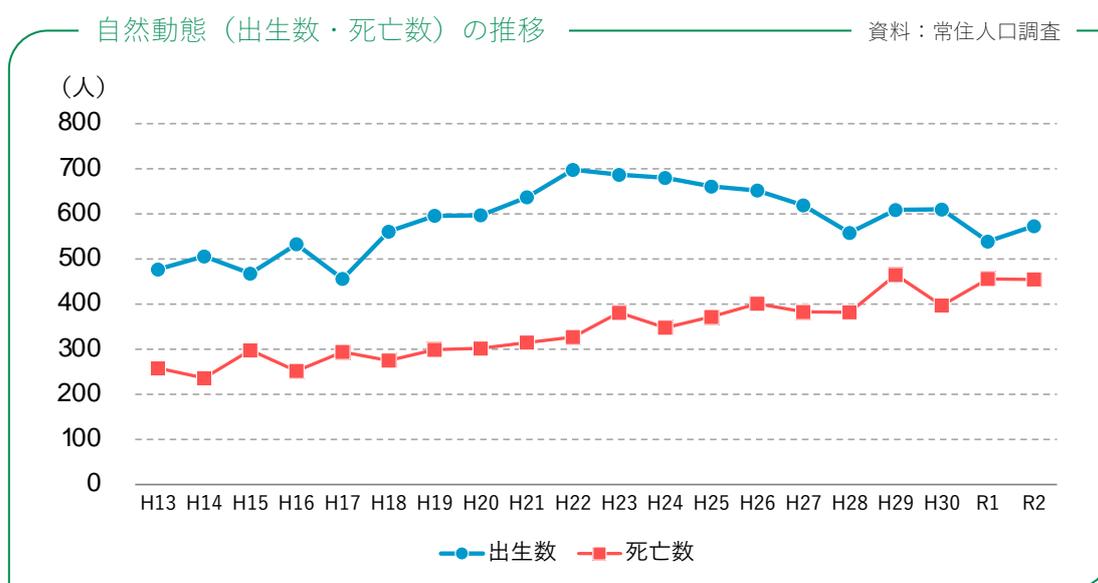
本市では、つくばエクスプレス開通や松並土地区画整理事業に伴う分譲住宅・マンションの集中的な供給増加による人口増加基調が続いており、20年の間に、1.3倍に増加しています。



2 自然動態の状況

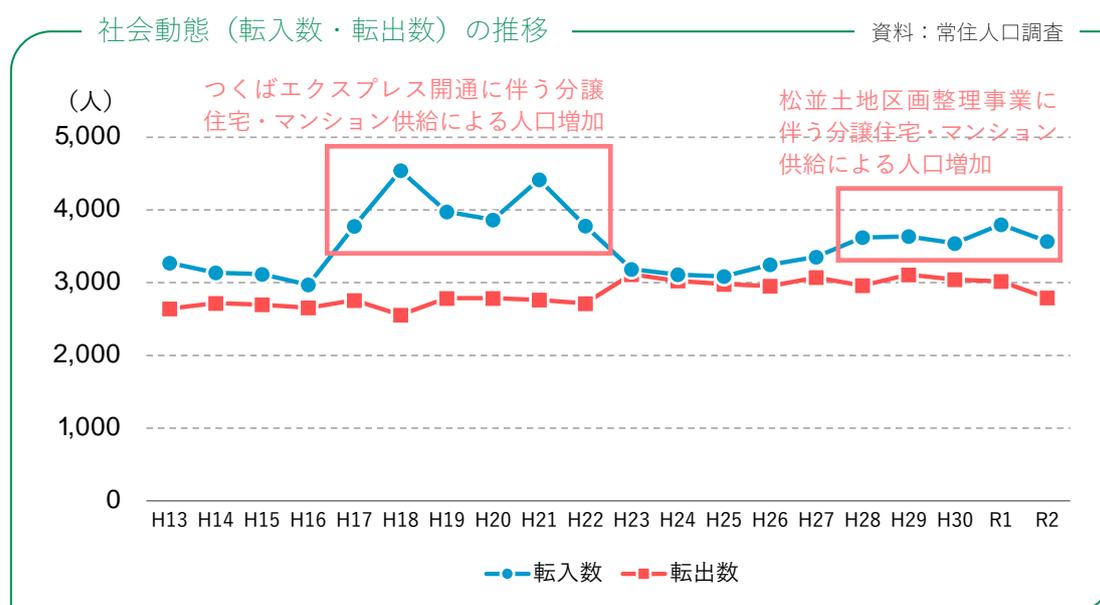
本市の出生数、死亡数の推移は、一貫して出生数が死亡数を上回っており、人口の「自然増」が継続しています。

合計特殊出生率は、平成 30 年に 1.52 とピーク値となりましたが、令和元年に 1.32、令和 2 年は 1.41 と横ばい傾向にあります。



3 社会動態の状況

本市の転入数、転出数の推移は、平成16年～平成22年にかけて、つくばエクスプレスの開通に伴う、分譲住宅・マンション供給により、短期・集中的に転入者が増加しました。その後、つくばエクスプレス開通前の水準に戻ったものの、松並土地区画整理事業に伴い、転入者が増加しました。



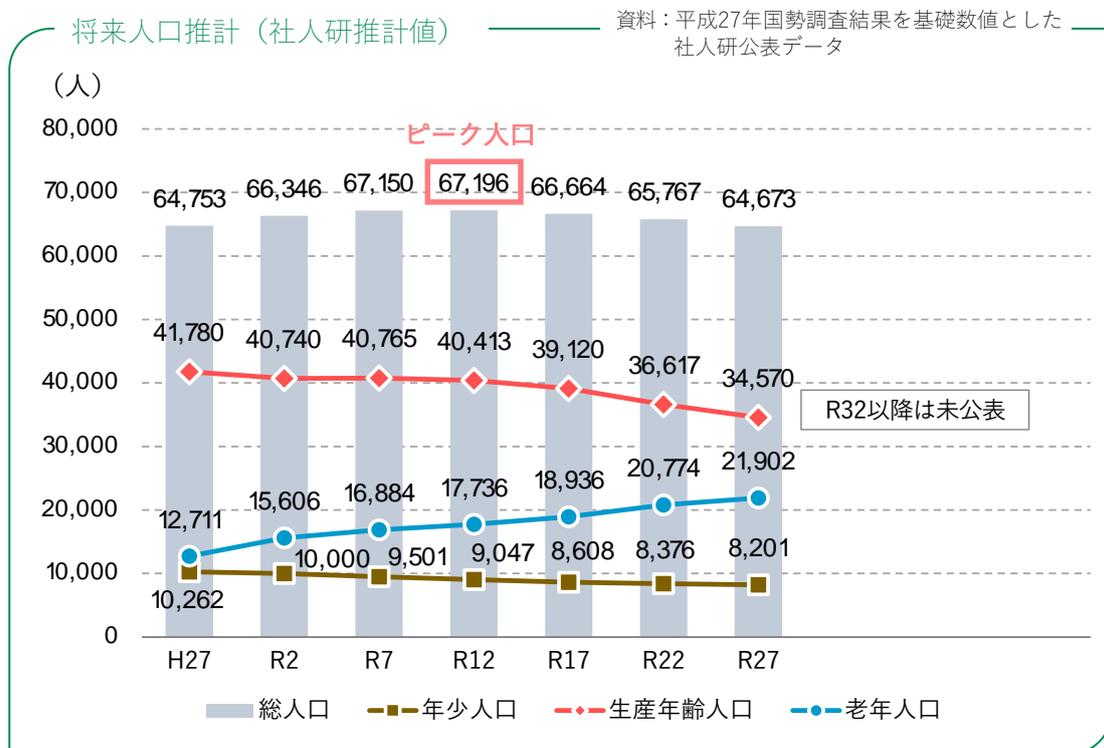
02 将来人口推計

1 人口推計

1.1 社人研による将来人口推計

平成27年の国勢調査結果を基礎数値とした社人研の将来人口推計によると、守谷市の将来人口は、令和12年までは増加傾向にあります。その後は減少に転じます。

なおこの推計では、令和2年時点の将来人口は66,346人であるのに対し、令和2年に行われた国勢調査による実績値は68,421人であり、推計値より約2,000人上回っています。これは、これまでの各種取組みの成果による人口増加と想定されます。



注釈：付属資料で、将来人口推計の流れについて説明しています。

1.2 守谷市の実績等を反映した将来人口推計

社人研推計を踏まえ、令和2年の国勢調査実績等を反映した本市独自の将来人口推計を行いました。本推計にあたっては、合計特殊出生率は本市の令和2年の実績値である1.41とし、令和42年まで維持することを条件としました。また令和2年の男女別人口は、実績値である令和2年国勢調査結果を使用しています。

さらに、社人研推計には今後予定されている住宅などの大規模開発による計画人口が加算されていないため、下記に示す住宅開発による計画人口を加算して独自推計を行いました。

■ 守谷市独自推計における各種条件

【条件】 ● 合計特殊出生率（守谷市で独自に設定）【1.41 維持】

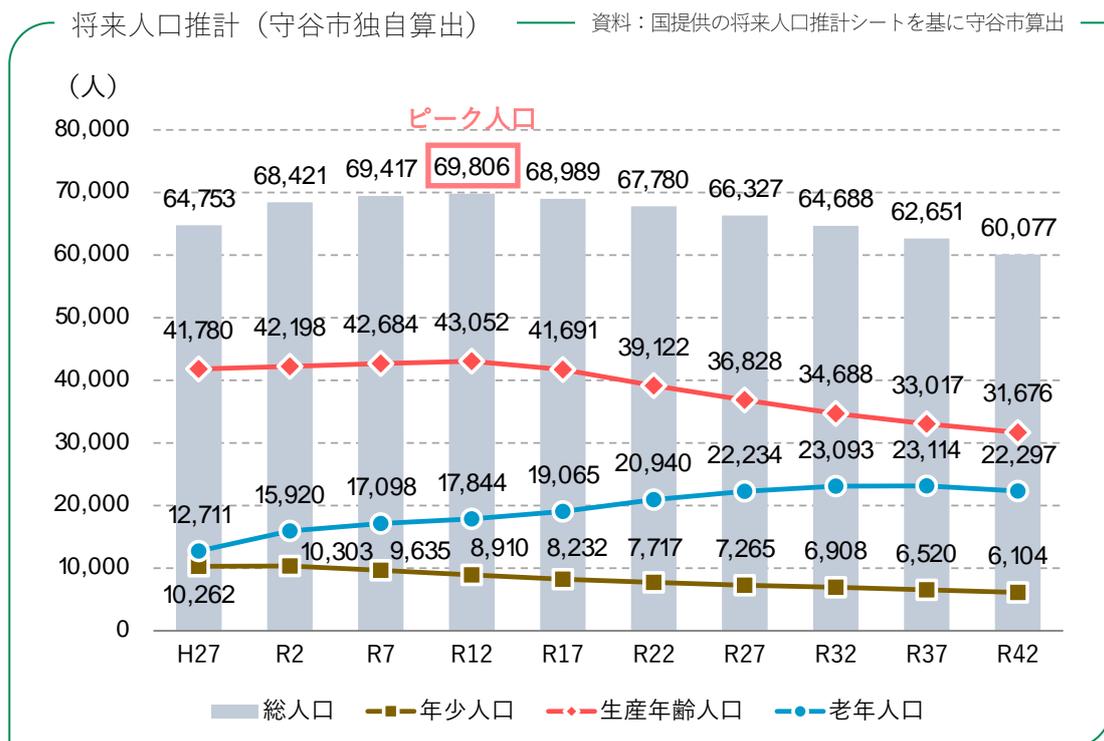
- 生残率（社人研推計に準じる）
- 純移動率（社人研推計に準じる）
- 移動数（守谷市で独自に設定）【加算する住宅開発①②】
- 出生男女比（0～4歳）（社人研推計に準じる）

加算する住宅開発	①：松並土地区画整理事業地における開発人口																																											
	<p>計画人口5,000人を想定している当地区開発は、整備当初から順次入居が進んでおり、現在4,000人が常住している。</p> <p>そのうち、約4分の1が市内からの転居によるものであることから、今後も同様の傾向を見込み、残りの計画人口1,000人に対して4分の3に当たる750人を以下のとおり各年の社会移動数に加算した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">令和7年</th> <th colspan="2">令和12年</th> </tr> <tr> <th>男性(人)</th> <th>女性(人)</th> <th>男性(人)</th> <th>女性(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～4歳⇒5～9歳</td> <td>38</td> <td>38</td> <td>38</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>5～9歳⇒10～14歳</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>25～29歳⇒30～34歳</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>30～34歳⇒35～39歳</td> <td>28</td> <td>29</td> <td>28</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>35～39歳⇒40～44歳</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>40～44歳⇒45～49歳</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>187</td> <td>188</td> <td>187</td> <td>188</td> </tr> </tbody> </table>		令和7年		令和12年		男性(人)	女性(人)	男性(人)	女性(人)	0～4歳⇒5～9歳	38	38	38	38	5～9歳⇒10～14歳	37	37	37	37	25～29歳⇒30～34歳	28	28	28	28	30～34歳⇒35～39歳	28	29	28	29	35～39歳⇒40～44歳	28	28	28	28	40～44歳⇒45～49歳	28	28	28	28	合計	187	188	187
	令和7年		令和12年																																									
	男性(人)	女性(人)	男性(人)	女性(人)																																								
0～4歳⇒5～9歳	38	38	38	38																																								
5～9歳⇒10～14歳	37	37	37	37																																								
25～29歳⇒30～34歳	28	28	28	28																																								
30～34歳⇒35～39歳	28	29	28	29																																								
35～39歳⇒40～44歳	28	28	28	28																																								
40～44歳⇒45～49歳	28	28	28	28																																								
合計	187	188	187	188																																								

加算する 住宅開発	②：その他の開発人口																																						
	<p>新守谷駅周辺において計画されている土地区画整理事業や民間の大型集合住宅建設による流入を加味し、下記のとおり社会移動数を加算した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">令和 7 年</th> <th colspan="2">令和 12 年</th> </tr> <tr> <th>男性(人)</th> <th>女性(人)</th> <th>男性(人)</th> <th>女性(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0~4歳⇒5~9歳</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>5~9歳⇒10~14歳</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>25~29歳⇒30~34歳</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>30~34歳⇒35~39歳</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>35~39歳⇒40~44歳</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>75</td> <td>75</td> <td>125</td> <td>125</td> </tr> </tbody> </table>		令和 7 年		令和 12 年		男性(人)	女性(人)	男性(人)	女性(人)	0~4歳⇒5~9歳	15	15	25	25	5~9歳⇒10~14歳	15	15	25	25	25~29歳⇒30~34歳	15	15	25	25	30~34歳⇒35~39歳	15	15	25	25	35~39歳⇒40~44歳	15	15	25	25	合 計	75	75	125
	令和 7 年		令和 12 年																																				
	男性(人)	女性(人)	男性(人)	女性(人)																																			
0~4歳⇒5~9歳	15	15	25	25																																			
5~9歳⇒10~14歳	15	15	25	25																																			
25~29歳⇒30~34歳	15	15	25	25																																			
30~34歳⇒35~39歳	15	15	25	25																																			
35~39歳⇒40~44歳	15	15	25	25																																			
合 計	75	75	125	125																																			

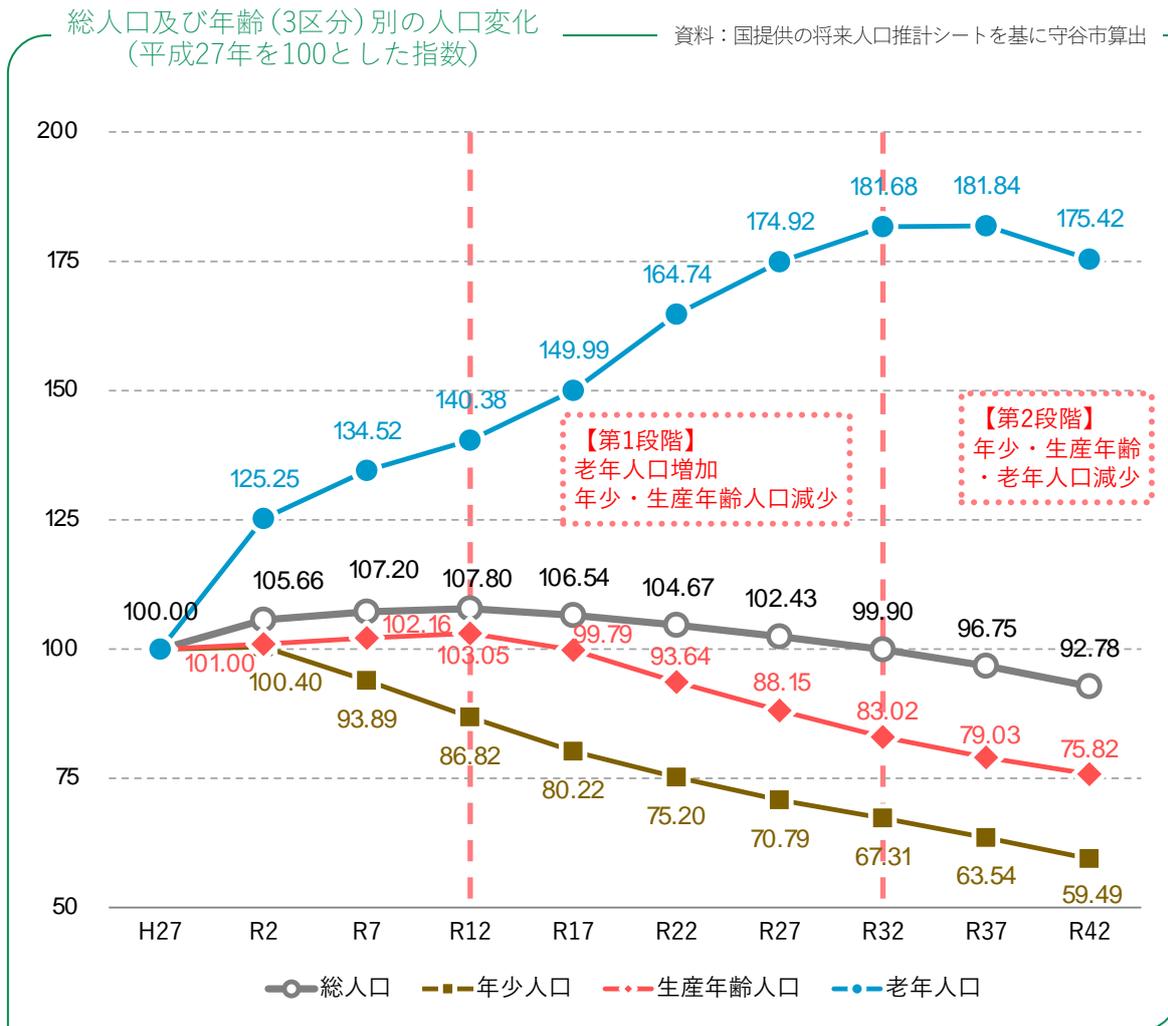
推計の結果、令和 12 年時点で 69,806 人のピーク人口となり、その後は減少に転じ、令和 42 年時点で 60,077 人まで減少することが予想されています。

年齢別でみると、「年少人口」が既に減少局面であり、令和 12 年までの人口増加は「生産年齢人口」及び「老年人口」による増加、それ以降一定期間の人口維持は、老年人口に支えられていることがわかります。老年人口割合は、令和 22 年に 30%を超えると予想され、将来的に深刻な少子高齢化社会に突入すると考えられます。



1.3 守谷市の人口減少段階

実績値を反映した人口推計を基に人口減少段階を整理すると、今後令和32年までは、年少人口、生産年齢人口が減少しつつも老年人口は増加を続ける「第1段階」ととどまり、それ以降に老年人口も減少する「第2段階」に移行するものと予想されます。



2 将来人口の見通し

1で整理した将来人口推計を踏まえて本市の目標人口を定めるに当たり、下記の目標条件による将来人口推計を行いました。

なお、本市の合計特殊出生率は、平成28年の1.30から上昇し平成30年には1.52となりましたが、令和元年は1.32、令和2年は1.41と横ばい傾向にあります。第三次総合計画では、子育て支援のための各種の施策展開及び働く場・訪れる場として魅力あるまちを形成し、現状の合計特殊出生率から回復していくことを目指します。

■ 将来人口の見通しにおける各種条件

【条件】 ● 合計特殊出生率（守谷市で独自に設定）【目標条件①】

- 生残率（社人研推計に準じる）
- 純移動率（社人研推計に準じる）
- 移動数（守谷市で独自に設定）【加算する住宅開発①②】【目標条件②】
- 出生男女比（0～4歳）（社人研推計に準じる）

目標条件	①: 合計特殊出生率の回復と維持																							
	<p>ピーク時である平成30年の合計特殊出生率まで回復することを目指し、令和12年までに1.52まで段階的に上昇し、以降は横ばいで維持していく。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年</th> <th>令和7年</th> <th>令和12年</th> <th>令和42年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計特殊出生率</td> <td>1.41</td> <td>1.47</td> <td>1.52</td> <td>1.52</td> </tr> </tbody> </table>					令和2年	令和7年	令和12年	令和42年	合計特殊出生率	1.41	1.47	1.52	1.52										
	令和2年	令和7年	令和12年	令和42年																				
合計特殊出生率	1.41	1.47	1.52	1.52																				
目標条件	②: 子育て世代の転入促進																							
	<p>先進的な教育環境の創出や多様な生活様式に適した子育て環境の整備に関する施策等を実施することで、5年間で300人の子育て世代及びその子どもが転入することを目指し、令和7年から令和42年までの各年の社会移動数に加算した。</p> <p>【対象コーホート】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>男性(人)</th> <th>女性(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～4歳⇒5～9歳</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>5～9歳⇒10～14歳</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>25～29歳⇒30～34歳</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>30～34歳⇒35～39歳</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>35～39歳⇒40～44歳</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>150</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table>					男性(人)	女性(人)	0～4歳⇒5～9歳	30	30	5～9歳⇒10～14歳	30	30	25～29歳⇒30～34歳	30	30	30～34歳⇒35～39歳	30	30	35～39歳⇒40～44歳	30	30	合計	150
	男性(人)	女性(人)																						
0～4歳⇒5～9歳	30	30																						
5～9歳⇒10～14歳	30	30																						
25～29歳⇒30～34歳	30	30																						
30～34歳⇒35～39歳	30	30																						
35～39歳⇒40～44歳	30	30																						
合計	150	150																						

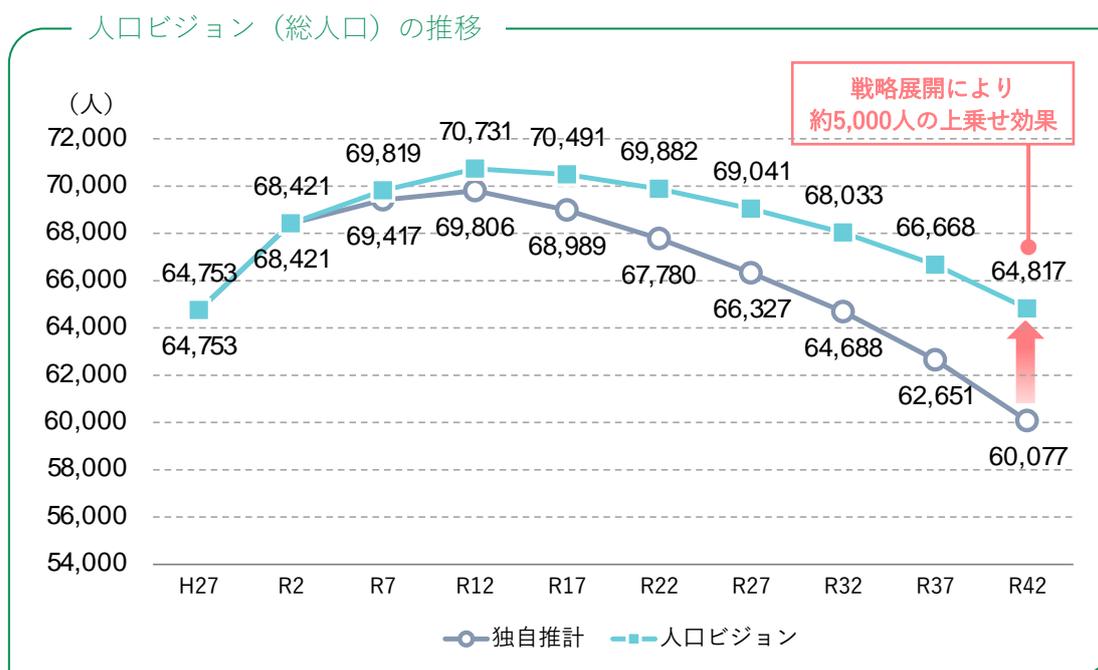
このような目標条件を加味した将来人口推計結果に基づき、本市の人口ビジョンを以下のとおりとします。

人口
ビジョン

令和42年に65,000人程度の人口を維持する

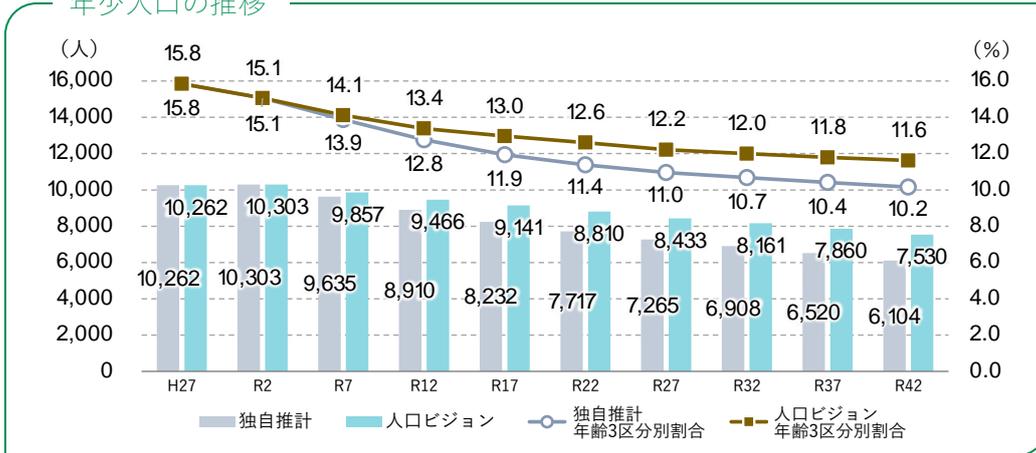
令和42年の人口は、現状の合計特殊出生率（1.41）で推移すると60,077人となり、現在の人口から約8,000人減少することになります。

今後、子育て支援の環境整備を充実させ、子どもを生み育てやすい環境の創出や、多様な働き方が実現できるまちの整備、先進的で質の高い教育環境の整備、安心して暮らすことができる地域の形成など、様々な戦略の展開により、約5,000人の上乗せ効果を目指します。

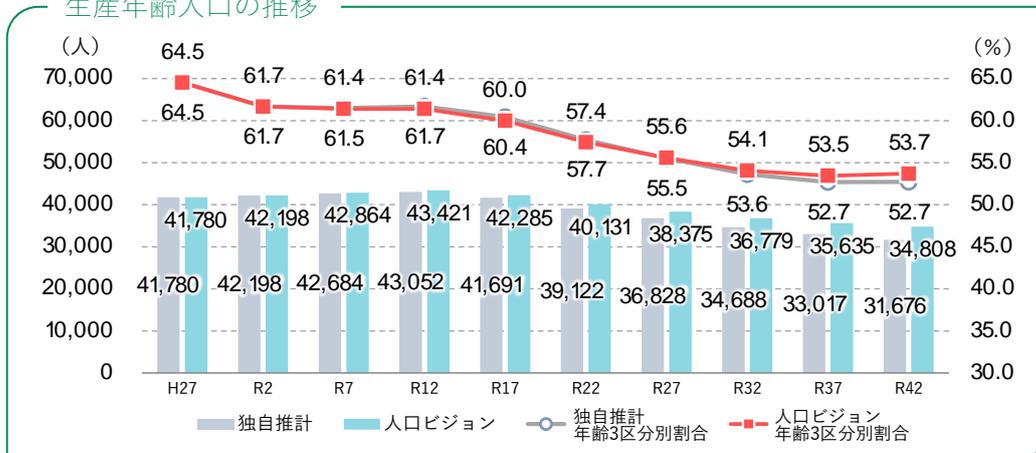


年齢3区分別では、年少人口は減少傾向の幅が抑えられることとなり、令和42年まで割合が11%以上を維持することとなります。生産年齢人口では、令和17年以降に、団塊ジュニア世代が老年人口に移行することで減少幅が大きくなりますが、各種戦略の展開による子育て世代の転入により、令和37年以降は増加の兆しが見られます。老年人口は、今後も増加傾向にあります。守谷市独自推計と比べ、令和42年時点の割合は約2.4ポイント抑えることが見込まれます。

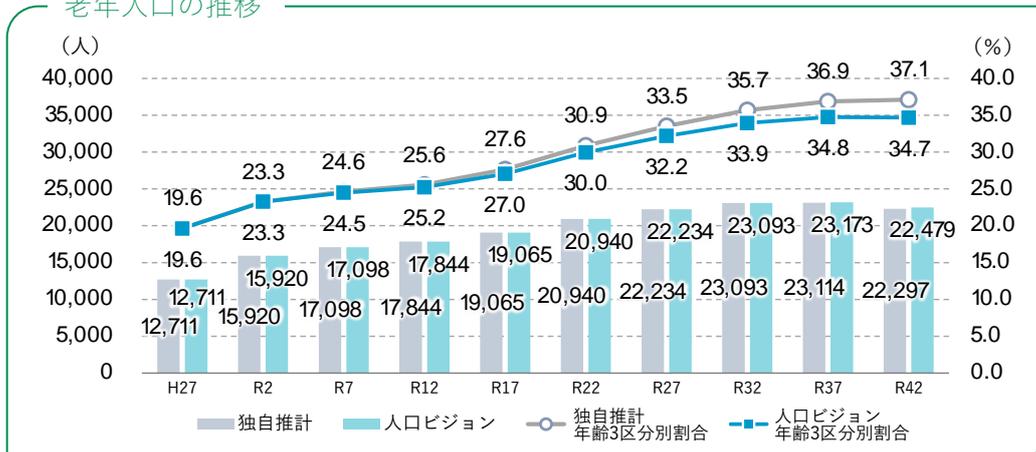
年少人口の推移



生産年齢人口の推移



老年人口の推移





総合戦略

01 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略 [重点プロジェクト]

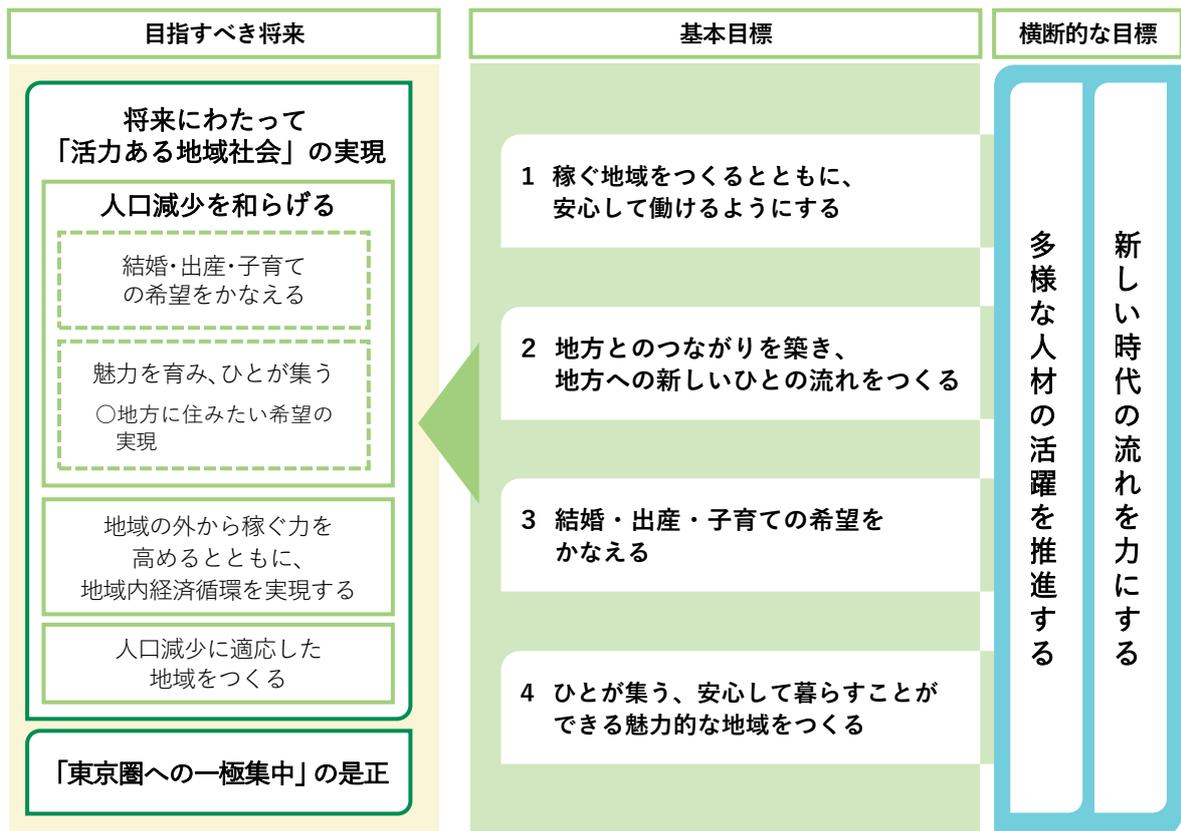
1 基本的な考え方

1.1 基本方針

国は、令和42年に1億人程度の人口を維持することを掲げた第1期総合戦略の総仕上げのステージとして第2期総合戦略を策定しており、第1期の成果と課題を踏まえ、政策体系を見直し、4つの基本目標と2つの横断的な目標のもとに取り組むこととしています。

令和3年6月には、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方への関心の高まりやテレワークの普及等、国民の意識や行動が変化したことを受けて、新たな3つの視点を重点に据えた「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」をとりまとめ、地方創生のバージョンアップを図っています。

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版) 資料:内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局



まち・ひと・しごと創生基本方針2021

資料:内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

感染症の影響を踏まえた基本的な方向性

地方へのひとの流れの創出、人材支援

地方創生に資するDXの推進

地方が牽引する脱炭素社会の実現

本市においても、第2期総合戦略は第1期の方針を踏襲しつつ、国の第2期総合戦略に掲げられた基本目標に対応する形で4つの基本目標を設定し、施策を推進します。

1.2 守谷市総合戦略の戦略分野

人口減少・少子高齢化に起因する、地域を支える様々な場面における担い手不足・後継者不足という地方創生の根源となる課題解決への取り組みを第一とし、前述した国の総合戦略を踏まえた本市の総合戦略の方針を以下に整理します。

① 出産・子育ての希望をかなえる

妊娠から出産・子育てまでの切れ目のない支援やワーク・ライフ・バランスの実現、子育てと仕事が両立できる環境づくりなど、地域のニーズに合った環境づくりを進めることで、若い世代が安心して働き、妊娠・出産・子育てへの希望をかなえることができるまちを目指します。

② 自然の中で活力にあふれ、愛着や誇りが持てるまちをつくる

都心近接でありながら自然豊かな環境を持ち合わせている本市では、引き続きグリーンインフラの推進に取り組み、魅力的な地域を創出していくために、先進的で質の高い教育環境の整備や、恵まれた自然環境・様々な文化財の活用による個性ある地域づくりを進めます。そして、誰もが住み慣れた地域で安心して安全に暮らし続けることができるよう、先端技術の活用、環境への配慮と再生可能エネルギーの積極的な導入等により、愛着や誇りを持つことができる活力にあふれたまちを目指します。

③ 新しいひとの流れをつくる

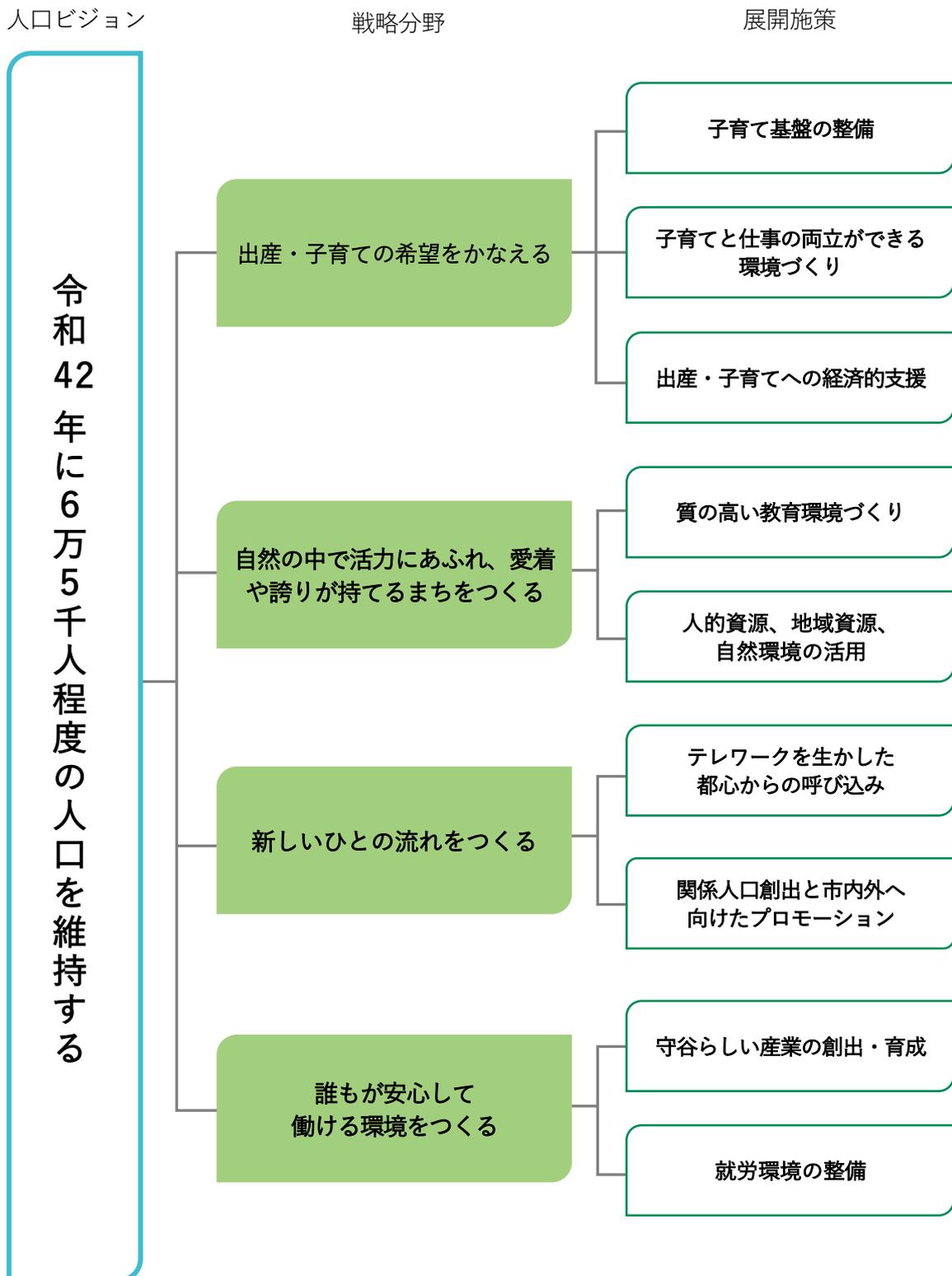
移住希望者へのトータルサポート体制の強化・充実を図り、住み続けたい・住んでみたいまちを実現することで、交流人口の増加及び消費拡大を図り、地域経済の波及効果を高めます。さらに、二地域居住や移住・定住をはじめ、市外人材と地域住民との交流による新たな価値の創造や内発的発展、さらには将来的な移住者の増加にもつながることが期待される関係人口の創出・拡大に取り組み、多様なつながりを持つまちを目指します。

④ 誰もが安心して働ける環境をつくる

東京圏のベッドタウンとして発展してきた本市の特徴的な魅力を踏まえ、新たな産業の創出と企業の誘導や、地域を支える農業において農産物の高付加価値化・販路拡大等の取組によって地域資源・産業を生かした稼ぐ地域をつくります。そして、雇用機会を創出し、誰もが安心して働くことができるまちを実現していきます。

1.3 総合戦略の体系

前述した本市における基本的な考え方を実現し、人口ビジョンで掲げた令和 42 年の 65,000 人程度の人口維持を達成するための総合戦略の体系を整理しました。



2 展開施策と KPI

戦略分野①

「出産・子育ての希望をかなえる」

出産や子育てに関する希望をかなえられるよう、切れ目のない支援の更なる充実を図り、子どもを産み育てる世代の暮らしの場として選ばれるまちにします。

展開施策-1 子育て基盤の整備

子育ての悩みや不安の軽減など、安心して子育てができる環境づくりに向け、子育てにかかわる情報発信や切れ目のない支援体制の強化・充実を図ります。

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
子育て情報コンテンツの登録者数	2,486人	3,000人

具体的な取組例

- 子育てに不安を抱える母子や家庭に寄り添い支援できる、切れ目ない包括的体制の強化
- イベント等での世代間交流や子育てナビ等による子育てに関する情報発信の充実

展開施策-2 子育てと仕事の両立ができる環境づくり

子どもを安心して預けることができる場の確保と提供により、子育てをしながら働きやすい環境づくりを推進します。

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
希望する保育所に入れなかった児童数 (認証保育サービス利用者を除く)	132人	0人
特別保育(一時保育、延長保育)の 延べ利用者数(年間)	44,658人 (令和元年度数値※)	57,800人

※令和2年度はコロナ禍の影響で数値が激減したため令和元年度を現状値とする。

具体的な取組例

- 安心できる子どもの居場所の整備
- 多様な保育ニーズへの対応と保育従事者の労働環境改善

展開施策-3 出産・子育てへの経済的支援

子育てを取り巻く経済的負担の軽減を必要とする人に対して支援することで、妊娠・出産したいと思う人の希望をかなえる環境を整備します。

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
合計特殊出生率	1.41	1.47
0歳から9歳の子どものいる世帯の転入数 ※松並青葉地区を除く	250世帯	280世帯

具体的な取組例

- 新たな経済的負担軽減策の推進
- ひとり親家庭に対する生活支援や自立の促進

戦略分野②

「自然の中で活力にあふれ、愛着や誇りが持てるまちをつくる」

都心近接でありながら自然豊かな環境の中で質の高い教育を受けることができる守谷市に住むことに魅力を感じ、愛着や誇りが持てる活力にあふれたまちを目指します。

展開施策-1 質の高い教育環境づくり

守谷市で学び、将来的に多様な分野で活躍のできる人材を育成していくため、新たな時代に対応する学校教育のさらなる充実を図ります。

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合	80.0%	90.0%
英検3級以上を取得した中学3年生の割合	47.9%	60.0%

具体的な取組例

- ICTを活用した多様な教育システムの推進
- ALTの配置やオンライン英会話の導入、検定試験料補助などの外国語教育の推進

展開施策-2 人的資源、地域資源、自然環境の活用

ボランティア人材バンクの活用や恵まれた自然環境及び様々な文化財など、地域との結びつきや郷土の魅力の保全及び活用を推進し、個性あふれる地域の形成を目指します。

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
学校活動に関わった地域ボランティア	—	3,000人
地域資源(守谷野鳥のみち、守谷駅前イベント等)の入込客数	225,173 (令和元年度数値※)	247,690

※令和2年度はコロナ禍の影響で数値が激減したため令和元年度を現状値とする。

具体的な取組例

- もりやコミュニティ・スクールボランティアバンクの運用による豊富な地域人材の活用
- 自然や歴史的資源等の地域資源を活用したまちづくりの推進
- 市民との協働による身近な緑の保全・充実と活用促進

戦略分野③ 「新しいひとの流れをつくる」

関係人口の拡大を図り、二地域居住や移住・定住をはじめ市外人材と多様なつながりを持つまちを目指します。

展開施策-1 テレワークを生かした都心からの呼び込み

高い交通利便性と都心近接という立地を生かし、テレワーク施設を整備し都心から人を呼び込みます。また、移住先や働く場として、空き家等の活用支援を行います。

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
東京、埼玉、千葉、神奈川の4都県からの転入者数 ※松並青葉地区を除く	1,355人	1,500人

具体的な取組例

- コワーキングスペースをきっかけとした移住候補者への働きかけ
- 移住やビジネス拠点の受け皿としての空き家バンクの活用促進

展開施策-2 関係人口創出と市内外へ向けたプロモーション

地域の住民との交流による新たな力を生み出し、本市の魅力を市内外に向けて分かりやすく効果的に伝え、多様なかかわり方によって多くの人々が参画した地域の活力創出を目指します。

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
自治会加入率	67.0%	72.0%
市民活動団体数	89団体	105団体
守谷市公式SNS(Twitter、Facebook等)総フォロワー数	7,211人	11,500人

具体的な取組例

- 自治会やまちづくり協議会など、地域住民同士が情報交換・連携できる場・仕組みの創出
- 地域住民が活発的に活動できる支援の充実
- シティプロモーションの推進

戦略分野④ 「誰もが安心して働ける環境をつくる」

地域資源・産業を活かした稼ぐ地域をつくり、働くことに誇りと幸せを感じることで
できる仕事と雇用機会を創出し、誰もが安心して働くことができるまちを目指します。

展開施策-1 守谷らしい産業の創出・育成

地域経済を牽引する企業の創出に向け、地域経済を支える企業に対し支援を実施し、関
係機関との連携を図りながら持続可能な地域産業を育成します。

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
農地の集積率	51.55%	60.00%
法人の新規登録件数	113件	120件

具体的な取組例

- ドローン等を活用したスマート農業や6次産業化等による持続可能な都市型農業の推進
- 新守谷駅周辺地区の副次拠点整備などの新たな産業拠点の創出と企業の誘導

展開施策-2 就労環境の整備

多様な働き方の実現に向け、距離や時間等の制約を克服する ICT の一層の利活用を幅
広い分野で推進し、労働生産性や付加価値の高い就労環境の整備を図ります。

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
守谷市内で働く市民の数	— ※令和4年7月公表	現状値から3%増
産業系用途拡大面積(累計)	0 ha	68.5 ha

具体的な取組例

- ICT 活用によるワーク・ライフ・バランスの推進
- 新守谷駅周辺地区の副次拠点整備などの新たな産業拠点の創出と企業の誘導(再掲)



基本計画

01 施策の体系

1 施策の体系

基本計画では、将来像である「水と緑のパワースポット もりや ～持続・創造・進化するまち～」を目指して、まちづくりの3つの柱である「ひと」「地域自治」「くらしの基盤」のそれぞれについて、施策と実現のための取組を設定しています。

1.1 ひと

「ひと」では、守谷市に住まうあらゆる年代、多様な価値観の人々が互いに尊重し助け合いながら、心身ともに健康で生きがいや働きがいを実感できる暮らしを実感できるよう、多文化共生社会の実現、子育て支援、健康増進や福祉の充実、生涯学習の推進等と、新しい時代を担う子どもたちのための学校改革の推進等の施策を展開していきます。

1.2 地域自治

「地域自治」では、一人ひとりの個性や経験を生かして支え合い、身近な問題を解決して住みよいまちとなるよう、住民が知恵を出し合い地域力を発揮するためのしくみをつくり育てていく地域活動の推進や、市民のニーズに応える健全な行政運営等の施策を展開していきます。

1.3 くらしの基盤

「くらしの基盤」では、恵み豊かな自然と調和する便利で暮らしやすい街をつくるため、脱炭素社会の実現に向けた施策や災害をはじめとする様々な危機への備えと対応を進めつつ、将来にわたって活力を持続し魅力あふれるまちとなるよう、利便性の高い基盤整備、地場産業の活性化等を推進していきます。

将来像

水と緑の
パワー
スポット
もりや
持続・創造・進化するまち

柱

施策・あるべき未来の姿

ひと

1.子育て支援の充実

安心して子育てができるまちを実現

2.教育改革の推進

教育改革による充実した学校教育の実現

3.生涯学習の推進

こどもからおとなまで元気に学び 活躍できるまちを実現

4.人権の尊重と多文化共生社会の実現

一人ひとりの人権が守られ多様な文化が共生する社会を実現

5.高齢者福祉の充実

高齢者が安心して暮らし社会参加や支え合い活動が活発になる

6.地域福祉の推進

誰もが身近な地域で助け合いながら安心して暮らせる

7.健康づくりの推進

みんなが健やかにいきいきと暮らせるまちの実現

地域自治

8.活気ある地域活動の推進

思いやりを持って知恵を出しあい身近な課題を解決していく

9.信頼できる行政運営の推進

市民のニーズに寄り添い信頼できる行財政運営

くらしの基盤

10.環境にやさしい生活の創出

安定した基盤のもとに脱炭素社会を実現

11.防災・減災対策の充実

危機に対し強さとしなやかさでリスクを回避・低減する

12.市民生活の安全・安心の確保

市民生活の安全・安心が確保される

13.利便性の高い都市基盤の整備

身近な自然を保全・活用した快適で持続可能なまちを実現する

14.地場産業の活性化

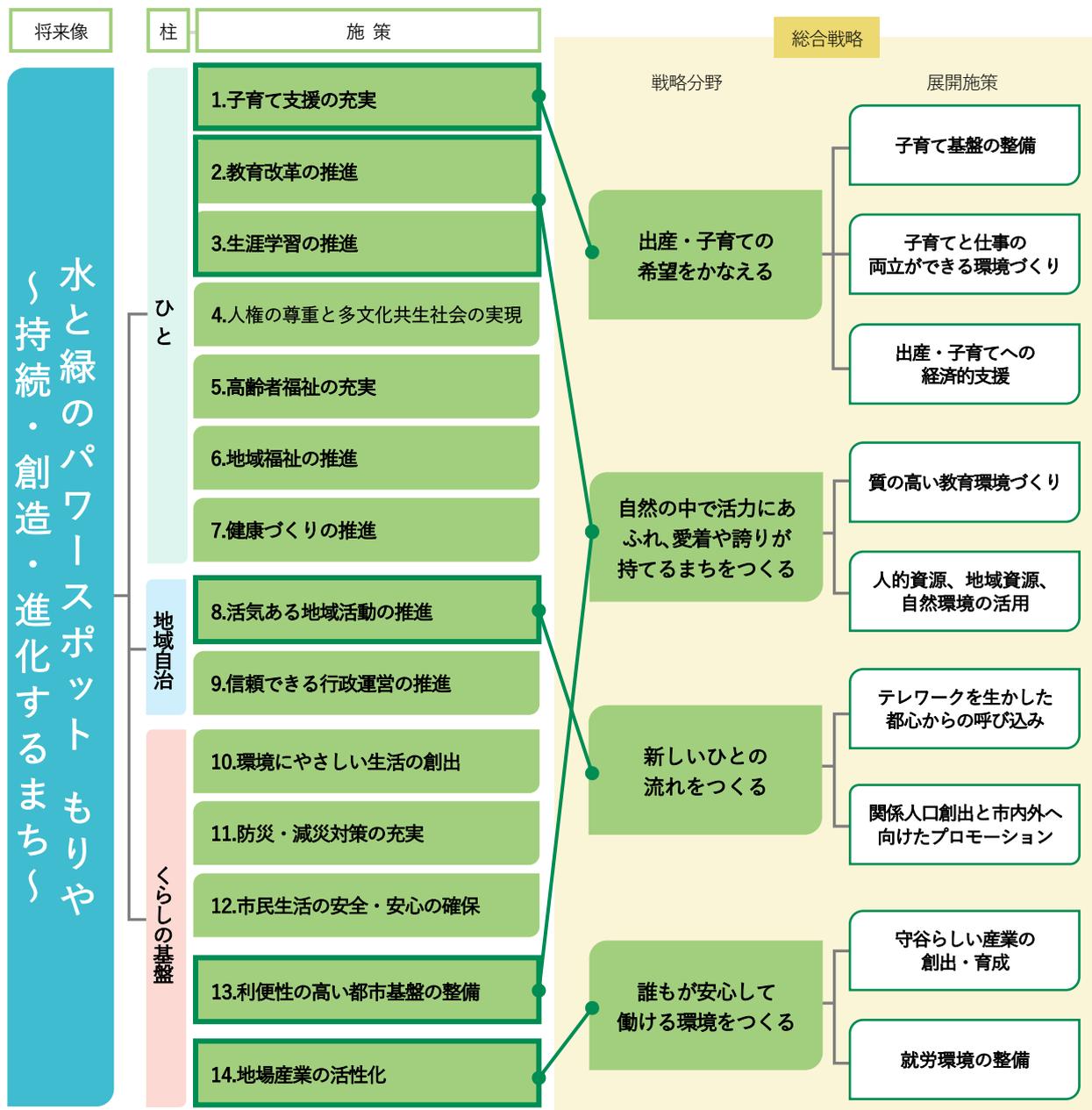
特色ある地場産業が活気づくとともに地域資源の魅力を展開する

実現のための取組

1.多様な保育サービスの提供★	2.子育ての経済的負担の軽減★	3.母子保健の充実★
4.安心して遊べる場の提供★	5.子育て不安の解消と交流の場の提供★	
1.確かな学力の育成	2.豊かな心を育む教育の推進	3.健康と体力を育む教育の推進
4.グローバル社会で活躍できる人材を育成するための教育の推進★	5.地域とともにある学校づくり	6.学びを支える環境づくり
1.自主的な学習活動の支援と機会・場の提供	2.スポーツを楽しむ環境づくり	3.心の豊かさを育む芸術・文化の振興
4.歴史・文化資産の継承★		
1.人権尊重意識の向上	2.男女共同参画意識の向上	3.虐待などの人権問題の解消
4.国際交流の推進		
1.生きがいづくりの機会と社会参加の促進	2.高齢者の介護予防の推進	3.高齢者福祉サービスによる支援
4.介護保険制度の健全な運営	5.後期高齢者医療制度の健全な運営	
1.地域福祉活動の活性化	2.地域福祉活動の担い手育成と活動への支援★	3.セーフティネットによる自立支援
4.在宅生活への支援の充実	5.障がい児者の生活の場の確保	6.療育・相談の充実
7.医療費の経済的負担軽減	8.国民健康保険制度の安定運営	
1.健康的な生活習慣の推進	2.食育の推進	3.感染症の予防・拡大防止
4.地域医療体制の確保		
1.地域コミュニティの充実★	2.公益活動の促進	3.協働のまちづくりの推進★
4.シティプロモーションの推進★	5.広聴・情報公開の充実	
1.計画行政の推進	2.健全な財政運営の推進	3.収納率の向上
4.公有財産の有効活用と適切な管理	5.柔軟で効率的な組織運営	6.適正な人事管理と人材育成
7. ICT(情報技術)の活用	8.市民の利便性向上	
1.生活公害・産業公害の防止	2.ゼロカーボンシティの推進	3.環境保全活動の推進
4.ごみの減量化	5.再資源化への取組	6.廃棄物の適正処理
1.市民の防災意識の向上	2.災害時における行政による支援体制の強化	3.避難行動要支援者の避難支援
1.消防体制の強化	2.救命・救急体制の充実	3.市民による防火対策の充実
4.交通安全施設等の整備	5.交通安全意識の向上	6.防犯意識の向上
7.地域で行う防犯活動の推進	8.まちの防犯機能の充実	9.消費者の安全・安心の確保
1.コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり	2.土地の適切な規制と誘導	3.空き家対策の推進★
4.美しい都市景観の形成	5.緑地の保全・活用★	6.公園・街路樹等の適正な維持管理
7.水道水の安定供給	8.汚水の安定処理	9.雨水の適正排水
10.健全な上下水道事業の経営	11.道路の適切な維持管理	12.未改良道路の整備
13.都市計画道路の整備		
1.農業の支援	2.商工業の発展	3.地域資源の有効的な活用★

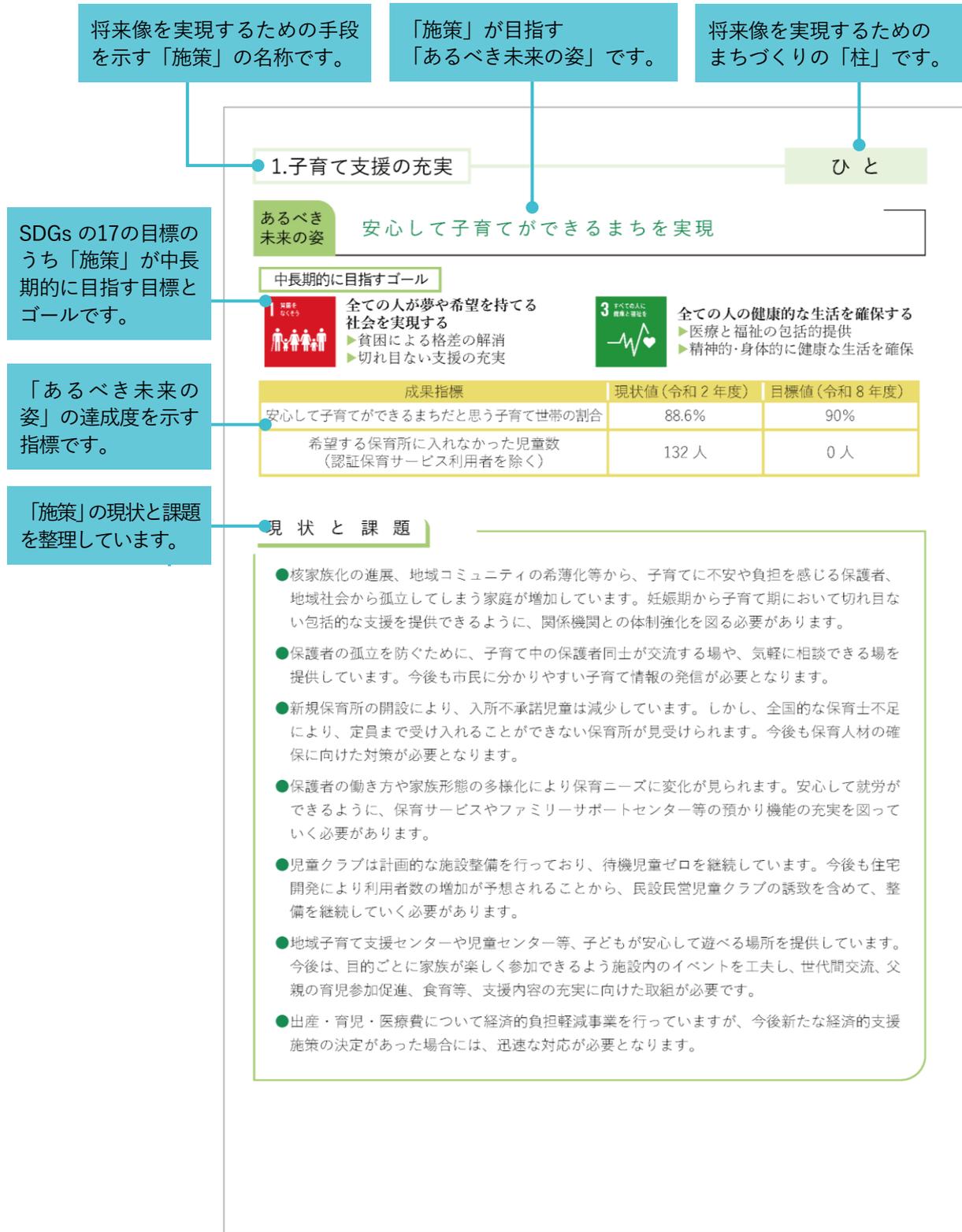
2 重点プロジェクトの位置づけ

本総合計画では、総合戦略を重点プロジェクトとして位置付けています。この総合戦略を推進するための戦略分野は、以下に示す基本計画の施策と関連付けることができます。



02 施策と取組内容

(計画内容の見かた)



「施策」を担う担当部署を示しています。「主管課」は施策全体の統括部署、「関係課」は該当する取組の実施部署を示しています。

主管課	関係課
のびのび子育て課	すくすく保育課、土塔中央保育所、北園保育所、国保年金課、保健センター、社会福祉課（こども療育教室）、生涯学習課

実現のための取組

「施策」を実現するための取組と主な内容です。

<p>1 多様な保育サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な保育ニーズへの対応 保育人材の確保 	<p>2 子育ての経済的負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな経済的負担軽減策の検討 ひとり親家庭に対する生活支援や自立の促進
<p>3 母子保健の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 切れ目ない包括的支援体制の強化 子育てナビ等による子育てに関する情報発信の充実 	<p>4 安心して遊べる場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 安心できる子どもの居場所提供 家族が目的ごとに楽しめる支援内容の充実 安全に遊べる公園の維持管理
<p>5 子育て不安の解消と交流の場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 育児に関する教室等の提供 わかりやすい相談窓口の周知及び相談支援の充実 子育て中の保護者間交流の促進 	

まちづくりにおいて市民や事業者に期待する役割、行政が果たすべき役割を掲げています。

役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 子育ての第一義的責任が保護者にあることを自覚します。 ● 妊婦乳幼児健診や予防接種を適正に受診します。 ● 妊産婦をあたたかく見守ります。 ● 地域とのつながりを大切にします。 ● 地域子育て支援センター等の子育て支援施設を積極的に利用します。 ● 相談機関を積極的に活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な保育ニーズに対応できる保育サービスの拡充に努めます。 ● 保育人材の確保に努めます。 ● 妊娠・出産期の育児支援事業の充実に努めます。 ● 切れ目ない包括的支援体制の強化に努めます。 ● 子どもが安心して遊べる場、親子のふれあいの場を提供します。 ● 市民にわかりやすい子育て支援情報の発信に努めます。 ● 相談支援の機能充実に努めます。

個別計画

「施策」に関する個別の計画です。

・第2期子ども・子育て支援事業計画

あるべき
未来の姿

安心して子育てができるまちを実現

中長期的に目指すゴール



1 貧困をなくそう
全ての人々が夢や希望を持てる社会を実現する

- ▶ 貧困による格差の解消
- ▶ 切れ目ない支援の充実



3 すべての人に健康と福祉を
全ての人々の健康的な生活を確保する

- ▶ 医療と福祉の包括的提供
- ▶ 精神的・身体的に健康な生活を確保

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
安心して子育てができるまちだと思う子育て世帯の割合	88.6%	90%
希望する保育所に入れなかった児童数 (認証保育サービス利用者を除く)	132人	0人

現状と課題

- 核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化等から、子育てに不安や負担を感じる保護者、地域社会から孤立してしまう家庭が増加しています。妊娠期から子育て期において切れ目ない包括的な支援を提供できるように、関係機関との体制強化を図る必要があります。
- 保護者の孤立を防ぐために、子育て中の保護者同士が交流する場や、気軽に相談できる場を提供しています。今後も市民に分かりやすい子育て情報の発信が必要となります。
- 新規保育所の開設により、入所不承諾児童は減少しています。しかし、全国的な保育士不足により、定員まで受け入れることができない保育所が見受けられます。今後も保育人材の確保に向けた対策が必要となります。
- 保護者の働き方や家族形態の多様化により保育ニーズに変化が見られます。安心して就労ができるように、保育サービスやファミリーサポートセンター等の預かり機能の充実を図っていく必要があります。
- 児童クラブは計画的な施設整備を行っており、待機児童ゼロを継続しています。今後も住宅開発により利用者数の増加が予想されることから、民設民営児童クラブの誘致を含めて、整備を継続していく必要があります。
- 地域子育て支援センターや児童センター等、子どもが安心して遊べる場所を提供しています。今後は、目的ごとに家族が楽しく参加できるよう施設内のイベントを工夫し、世代間交流、父親の育児参加促進、食育等、支援内容の充実に向けた取組が必要です。
- 出産・育児・医療費について経済的負担軽減事業を行っていますが、今後新たな経済的支援施策の決定があった場合には、迅速な対応が必要となります。

主管課	関係課
のびのび子育て課	すくすく保育課、土塔中央保育所、北園保育所、国保年金課、保健センター、社会福祉課（こども療育教室）、生涯学習課

実現のための取組

- | | |
|--|---|
| <p>1 多様な保育サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 多様な保育ニーズへの対応 ▪ 保育人材の確保 | <p>2 子育ての経済的負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 新たな経済的負担軽減策の検討 ▪ ひとり親家庭に対する生活支援や自立の促進 |
| <p>3 母子保健の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 切れ目ない包括的支援体制の強化 ▪ 子育てナビ等による子育てに関する情報発信の充実 | <p>4 安心して遊べる場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 安心できる子どもの居場所提供 ▪ 家族が目的ごとに楽しめる支援内容の充実 ▪ 安全に遊べる公園の維持管理 |
| <p>5 子育て不安の解消と交流の場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 育児に関する教室等の提供 ▪ 分かりやすい相談窓口の周知及び相談支援の充実 ▪ 子育て中の保護者間交流の促進 | |

役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 子育ての第一義的責任が保護者にあることを自覚します。 ● 妊婦乳幼児健診や予防接種を適正に受診します。 ● 妊産婦をあたたく見守ります。 ● 地域とのつながりを大切にします。 ● 地域子育て支援センター等の子育て支援施設を積極的に利用します。 ● 相談機関を積極的に活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な保育ニーズに対応できる保育サービスの拡充に努めます。 ● 保育人材の確保に努めます。 ● 妊娠・出産期の育児支援事業の充実に努めます。 ● 切れ目ない包括的支援体制の強化に努めます。 ● 子どもが安心して遊べる場、親子のふれあいの場を提供します。 ● 市民に分かりやすい子育て支援情報の発信に努めます。 ● 相談支援の機能充実に努めます。

個別計画

・第2期子ども・子育て支援事業計画

あるべき
未来の姿

教育改革による充実した学校教育の実現

中長期的に目指すゴール



包摂的で質の高い教育を普及する

- ▶生涯を通して学びへの希望を高水準で実現
- ▶持続可能な社会をつくるために必要な知識の習得

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合	80%	90%
学校が楽しいと思う児童生徒の割合	83.8%	90.0%

現状と課題

- 守谷型カリキュラム・マネジメントにより児童生徒及び教職員にゆとりの時間が生まれ、学びの質の保障や働き方改革につながっています。引き続き、様々な観点から教職員の働き方改革を推し進める必要があります。
- 児童生徒の個々の課題に応じた学習指導を充実させ、学力の向上を図るために小学校1、2年生と中学校1年生に学習支援ティーチャーを配置しています。また、サタデー学習を開催し、希望する小学校高学年児童に個別指導を行っています。
- 小学校高学年の授業において、専門性を有する教職員が教科指導（理科・音楽・図画工作）に当たることで授業の質の向上、学力の向上につながっています。
- 中央図書館と学校図書館の連携を深めるため、統括職員を中心に、読書・学習・情報の3機能が充実した学校図書館への転換を進めています。
- グローバル人材の育成の観点から、児童生徒の英語力・コミュニティ能力の向上を図るため、各校にALTを配置しています。オンライン英会話や英語技能検定への助成制度を導入し、英語教育の推進を図ります。
- プログラミング教育については、発達段階に応じたカリキュラムを作成し小中学校の連続した学びの実現に努めています。また、児童生徒の学力向上につなげるため、授業の中でICTを効果的に活用し、教職員の授業支援を行っていく必要があります。
- 「いじめ対策指導員」を総合教育支援センターに配置し、いじめへの適切かつ迅速な対応をしています。
- 学校では、児童生徒の体力向上のため、実態に応じた食育指導や体力づくりを行っています。
- 学校施設については、老朽化の状況と今後の児童生徒数の動向等を踏まえ、児童生徒が安心して学び、生活できる環境を整えるため、学校施設の計画的な改修を行っています。
- 児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校と保護者や地域が連携した見守りなどの安全対策を強化することが必要です。
- 豊富な地域人材の活用により、児童生徒の学びを豊かにするため「もりやコミュニティ・スクールボランティアバンク」を設立しました。各地区のまちづくり協議会と学校が円滑に連携できるようコーディネート機能の強化を図る必要があります。

主管課	関係課
学校教育課	教育指導課、生涯学習課、学校給食センター、中央図書館、市民協働推進課、保健センター

実現のための取組

- | | |
|--|--|
| <p>1 確かな学力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 守谷型カリキュラム・マネジメントの継続 ▪ 学習支援ティーチャーの配置 ▪ 市費負担教科担任の配置 ▪ 学校図書館を活用した読書活動の推進 ▪ サタデー学習支援教室の実施 | <p>2 豊かな心を育む教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 特別支援教育の推進 ▪ いじめ防止対策の推進及び不登校対策の実施 ▪ 情報モラル教育の推進 |
| <p>3 健康と体力を育む教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 遊ゆうタイムの活用など子どもの体力向上の推進 | <p>4 グローバル社会で活躍できる人材を育成するための教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ ALT 活用による外国語教育の推進 ▪ ICT を活用した教育の推進 ▪ キャリア教育の推進 |
| <p>5 地域とともにある学校づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 地域と連携した学校運営と教育活動の推進 ▪ 地域への授業公開と積極的情報発信 ▪ 教育活動における地域人材の有効活用 | <p>6 学びを支える環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 教職員の ICT 活用能力及び資質能力の向上 ▪ 学校における働き方改革の推進 ▪ 学校施設等の教育環境の整備 ▪ 部活動指導員配置の推進 |

役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒は自ら主体的に学び、考え、行動します。 ● 保護者は、あいさつや手伝い等を通して子どもの社会性を育むとともに、基本的な生活習慣の確立に努めます。 ● 保護者は、学校の方針を理解し、保護者のできることは積極的に協力します。 ● 地域等は、児童生徒の健全育成のために、地域人材の経験や技術等を積極的に提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒の自主性を高める学校教育を推進します。 ● 児童生徒の人間性・社会性を高める教育を推進します。 ● 児童生徒一人ひとりの状況に応じた教育を推進します。 ● 地域と連携した学校運営・教育活動、児童生徒の見守りを推進します。 ● 教員の指導力向上に向けた環境を整備します。 ● 学校の適正配置など、児童生徒にとって望ましい教育環境を整備します。

個別計画

- ・ 学校教育改革プラン
- ・ 学校教育改革プラン（第一次～第三次）
- ・ 学校施設長寿命化計画
- ・ 守谷市教育に関する大綱

あるべき
未来の姿

こどもからおとなまで元気に学び 活躍できるまちを実現

中長期的に目指すゴール

3

すべての人に
健康と福祉を

全ての人の健康的な生活を確保する

- ▶医療と福祉の包括的提供
- ▶精神的・身体的に健康な生活を確保

4

質の高い教育を
みんなに

包摂的で質の高い教育を普及する

- ▶生涯を通して学びへの希望を高水準で実現
- ▶持続可能な社会をつくるために必要な知識の習得

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
直近1年間で生涯学習に取り組んだ市民の割合(※1)	37.4%	45%
成人の週1回以上のスポーツ実施率(※2)	31.3%	50%

※1 令和2年度までは「日ごろから生涯学習に取り組む市民の割合」

※2 令和2年度までは「日ごろからスポーツを行っている市民の割合」

現状と課題

- 公民館・図書館において積極的に生涯学習を推進し、市民の活発な学習・実践活動を支援しています。情報化社会等が進展する中で、あらゆる場所・時間・方法で、全世代が切れ目なく学び続けることができる環境づくりが必要であり、「新しい日常、新しい生活様式」に対応した、オンラインを活用した情報発信や講座等の提供など、柔軟性のある取組が必要です。
- 市民の学びや活動を支える人材の確保が課題となっています。生涯学習活動において、知識や経験、学びの成果を生かせる機会の充実と人材の発掘・育成が必要です。
- 図書資料の貸出数が増加傾向にあり、市民の豊かな暮らしや地域の活性化に役立っています。多様化する市民のニーズへの対応や、次代を担う子どもたちの豊かな心を養うため、幅広い資料の収集や読み聞かせ等の読書機会の充実、読書活動の推進に継続して取り組むことが必要です。
- 公民館・図書館等の施設・設備の効果的な長寿命化を図るため、充実した学習環境を享受できる施設の在り方を追求することが必要です。
- 茨城国体、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機にスポーツへの関心が高まっています。日常の中でスポーツに親しむことが習慣化する「スポーツ・イン・ライフ」を目指した取組や、(一社)守谷市スポーツ協会との連携による市民の健康・体力づくりを推進し、成人のスポーツ実施率向上に取り組むことが必要です。さらに、子どもたちのスポーツ活動への支援強化、指導者育成を図るとともに、部活動指導の地域移行にも取り組む必要があります。
- 市民の芸術・文化活動は、心豊かな生活を実現していくうえで不可欠なものです。世代を問わず日常的に音楽、美術、伝統芸能等に触れる機会を提供するため、守谷市文化協会のほか、市内・近隣のアーティストとの連携等新たな取組が必要です。
- 市内には県、市指定文化財があり、埋蔵文化財包蔵地が点在しています。文化財巡りの実施や守谷城址周辺の資源をまちづくりに生かすなど、郷土を知るとともに、保存・活用しようとする意識の高揚を図り、後世に継承していくことが必要です。

主管課	関係課
生涯学習課	中央図書館

実現のための取組

- | | |
|--|--|
| <p>1 自主的な学習活動の支援と機会・場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 学習機会と交流の場の提供 ▪ 学びと活動を支える人材の確保 ▪ 図書館サービスの充実 ▪ 子ども読書活動の推進 ▪ 計画的な生涯学習関連施設の整備 | <p>2 スポーツを楽しむ環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ スポーツを気軽に楽しめる機会の創出 ▪ 子どものスポーツ活動の推進 ▪ スポーツにかかわる組織の育成と連携・協働の推進 ▪ スポーツを活用した地域活性化 |
| <p>3 心の豊かさを育む芸術・文化の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 芸術・文化に触れる機会の充実 ▪ 芸術・文化活動の支援 | <p>4 歴史・文化資産の継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 歴史・文化財を知る機会の提供 ▪ 歴史的資源を活用したまちづくりの推進 |

役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 「学びたい」「知りたい」という意欲を持って、学びや活動の場に参加します。 ● 学んだ成果を他の人や地域に広げ、互いに「できること」を生かします。 ● 子どもたちが本に触れる時間を確保し、読書習慣を養います。 ● 運動・スポーツに継続的に取り組み、心身の発達、健康・体力を保持します。 ● 子どもたちのスポーツ、芸術・文化活動を地域全体で応援します。 ● 芸術・文化の鑑賞や活動に積極的に参加します。 ● 歴史や伝統文化、自然などの資源に興味を持ち、文化財を大切にします。 ● 市内に保有されている文化財の情報を行政に提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民の自主的な学びや活動の支援に努めます。 ● 子どもたちの健やかな成長に向けて、家庭教育、青少年健全育成、スポーツ・芸術・文化活動の支援に努めます。 ● 読書に親しむ機会を提供し、読書活動の充実に努めます。 ● 生涯学習関連施設を計画的に整備し、安全な学習環境の提供に努めます。 ● 心身の健康増進に向けて、気軽にできる運動・スポーツの実施を促進します。 ● 優れた音楽や伝統芸能等を鑑賞する機会を提供するとともに、音楽ホール等の民間活力導入検討をし、芸術・文化活動の活性化に努めます。 ● 歴史や文化財を知る機会を提供し、貴重な文化資産の保護・活用に努めます。

個別計画

- ・ 守谷市第四次子ども読書活動推進計画
- ・ 文化財保護計画
- ・ 守谷市公民館個別施設計画
- ・ 守谷中央図書館個別施設計画

あるべき
未来の姿

一人ひとりの人権が守られ多様な文化が共生する社会を実現

中長期的に目指すゴール

ジェンダーに基づく差別に
終止符を打つ

- ▶女性活躍社会の実現
- ▶基本的人権の遵守



貧困をなくし不平等を是正する

- ▶様々なサービスへの平等なアクセスを実現



持続可能で平和な社会を構築

- ▶暴力や犯罪のない社会の実現
- ▶個人の権利保護の確立

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
人権が尊重されているまちだと思う市民の割合	72.2%	75.0%

現状と課題

- 「守谷市人権施策推進基本計画」に基づき、市民、事業者及び団体等と連携し、人権尊重の教育や啓発を行い、人権問題を知識として学ぶだけでなく、人権への配慮、態度や行動に現れるような人権感覚を育成する必要があります。それぞれの多様性を認めあう社会づくりに取り組む必要があります。
- 「守谷市第三次男女共同参画推進計画」に基づき広報等による啓発活動や講座、研修を継続的に実施していくことで男女共同参画意識のさらなる向上を図ります。また、性的マイノリティを正しく理解することにより、いきいきとした共生社会づくりに取り組む必要があります。
- あらゆる人に対する虐待やパートナーへの暴力(DV)の撲滅のため、啓発・周知活動に取り組むとともに、相談体制の充実を図り、虐待等の未然防止や早期解決を図ります。また、児童虐待の対応については、子ども家庭総合支援拠点の関係機関と連携し、子どもたちが安心安全な生活が送れるように、家庭内の環境調整に取り組んでいきます。
- 高齢者の権利擁護業務は、地域包括支援センターと市の連携の下、適切に対応しています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた姉妹都市交流事業や守谷市国際交流協会の事業については、今後の国際交流の在り方を再考するとともに、国際交流事業を再開し、子どもから高齢者までが、気軽に参加できる国際交流の場の創出に向けて取り組む必要があります。
- 対象となる方が成年後見制度を知らず、相談に結びつかないケースもあるため、市民への講演会や事業所のケアマネジャーへの研修を行い制度の周知に取り組む必要があります。
- 英語圏に偏らず広く外国人住民に情報提供をするために、やさしい日本語による情報の発信や職員向けのやさしい日本語研修を実施しています。
- 障害者差別解消法に基づき、障がい者への合理的配慮が求められています。

主管課	関係課
人権推進課	市民協働推進課、のびのび子育て課、社会福祉課、健幸長寿課、学校教育課、生涯学習課、教育指導課

実現のための取組

1 人権尊重意識の向上

- 人権教育講演会、職員研修会、相談事業の実施
- 人権週間に合わせた街頭啓発の実施
- 市民全体の人権尊重意識の高揚を図る啓発の推進
- 多様性の尊重意識を図るための啓発活動の推進

2 男女共同参画意識の向上

- 市民や事業者に対する啓発の推進
- 相談窓口の設置や推進体制の強化
- 男女共同参画推進委員会の開催
- 性的マイノリティに関する理解と啓発の推進

3 虐待などの人権問題の解消

- 関係機関との連携強化
- 児童及び高齢者、障がい者、パートナー間での虐待の発生防止と早期発見
- 虐待予防、育児不安に対応できる健診・相談・訪問の充実
- 家族介護者への支援

4 国際交流の推進

- 姉妹都市交流の充実と市民参加の国際交流・国際理解事業の推進
- 国際交流団体の支援
- 市内在住外国人との多文化交流の促進、地域社会への参画促進
- 多文化共生社会の実現に向けた意識啓発とボランティア人材の確保
- 国際交流団体と連携した外国人のコミュニケーション支援の推進
- 行政情報の多言語化・やさしい日本語での情報発信の強化

役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民一人ひとりが人権尊重への理解を深め、差別意識の解消に努めます。 ● 市民は男女共同参画の意識を持ち、性別役割分担意識をなくすよう努めます。 ● 事業者は、男女共同参画への理解を深め、事業所内の男女差別の解消や人権意識を高め、ハラスメントの防止や合理的配慮を行うように努めます。 ● 守谷市国際交流協会等の活動団体は、国際交流を推進するとともに、市が行う市内在住外国人のコミュニケーション支援等についても協働で取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権尊重に関する啓発及び教育を推進します。 ● 人権侵害や差別にあった場合は、早期に実態を確認し、被害者の救済措置を講ずるとともに、発生要因を解消し、再発防止に努めます。 ● 多様性を尊重するための啓発活動を推進します。 ● 国際交流・国際理解の機会を積極的に設け、市民参加を促します。 ● 守谷市国際交流協会等の活動を支援するとともに、連携して国際交流の推進に取り組みます。 ● 多文化共生社会の実現に向け、市内在住の外国人のコミュニケーション支援等に取り組みます。

個別計画

- ・ 守谷市人権施策推進基本計画
- ・ 守谷市第三次男女共同参画推進計画

あるべき
未来の姿高齢者が安心して暮らし
社会参加や支え合い活動が活発になる

中長期的に目指すゴール

3

すべての人に
健康と福祉を

全ての人の健康的な生活を確保する

- ▶ 医療と福祉の包括的提供
- ▶ 精神的・身体的に健康な生活を確保

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
自立高齢者の割合	87.6%	88%
ボランティアや自治会等の地域活動に参加している高齢者の割合	40.6%	45%

現状と課題

- 高齢化が進む中で、サロン活動等高齢者の活動の場が広がるよう、生涯学習・スポーツ・地域における交流活動を活性化することが重要となります。また、高齢者がそれぞれの知識や経験を生かし、社会的役割を持って活動・活躍する場が必要であり、さらに地域活動を担うリーダー的人材の確保が求められます。
- 高齢者の増加に伴い、高齢者の運動機能や栄養状態の改善と共に、生活機能の改善を通じて一人ひとりの生きがいや生活の質の向上を図ることが求められています。今後は、元気で自立した生活のために、高齢者自身が介護予防に関心を持ち、自主的に取り組めるよう、行政と地域、関係機関が協働で高齢者の健康づくりや介護予防事業を支援する体制が必要となります。
- 高齢化率は年々上昇しているため、団塊世代が75歳以上となる令和7年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年に向けて、医療保険や介護保険制度が維持できるよう、健康診査の受診やかかりつけ医を持つことが必要となります。
- 75歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯が毎年増加傾向であり、住み慣れた地域で可能な限り暮らし続けることができるよう、高齢者の生活を支える各種サービスの充実や高齢者のニーズに合わせた適切なサービスの提供が必要となります。また、公的サービスだけでは解決が難しい生活課題も生じており、地域の見守り体制や支え合い活動等を充実させていくことが重要となります。

主管課	関係課
健幸長寿課	保健センター、国保年金課、介護福祉課、市民協働推進課、生涯学習課

実現のための取組

- | | |
|--|---|
| <p>1 生きがいづくりの機会と社会参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 地域における交流活動の促進 ▪ 社会参加の促進及び生きがい活動の担い手育成 | <p>2 高齢者の介護予防の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 地域や関係機関との協働によるフレイル予防の推進 ▪ 多様な介護予防事業の推進 |
| <p>3 高齢者福祉サービスによる支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 高齢者の生活課題への対策 ▪ 住み慣れた地域で暮らし続けることができる支援体制の構築 ▪ 地域の見守り体制や支え合い活動等の充実 | <p>4 介護保険制度の健全な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 介護（予防）給付の適正化の推進 ▪ 安心して暮らし続けるための安定的なサービス提供の確保 |
| <p>5 後期高齢者医療制度の健全な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 医療と介護の連携による保健事業の推進 ▪ 後期高齢者医療広域連合との連携による医療制度の適正化 | |

役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 自立した日常生活が維持できるように、積極的に介護予防に取り組みます。 ● 高齢者が積極的に地域で活動に参加できるように、地域ぐるみで協力します。 ● 地域の支え合い・助け合い活動に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防を地域や関係機関との協働で取り組みます。 ● 高齢者の通い（集い）の場を支援します。 ● 地域の支え合い活動が進むよう支援します。 ● 地域包括ケアシステムを推進します。

個別計画

・第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画

あるべき
未来の姿

誰もが身近な地域で助け合いながら安心して暮らせる

中長期的に目指すゴール



1 貧困をなくそう
全ての人々が夢や希望を持てる社会を実現する

- ▶ 貧困による格差の解消
- ▶ 切れ目ない支援の充実



3 すべての人に健康と福祉を
全ての人々の健康的な生活を確保する

- ▶ 医療と福祉の包括的提供
- ▶ 精神的・身体的に健康的な生活を確保

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
地域福祉活動でお互いに支え合っていると思う市民の割合	52.0%	60.0%
安心して生活ができると感じている障がい者(保護者)の割合	70.0%	72.0%

現状と課題

- 高齢者や障がいのある人をはじめ、子育てや介護における支援が必要な人など、一つの世帯で様々な課題を抱えている世帯があり、ボランティアを含めた多方面からの支援が必要な人が増えてきています。そのため、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進や、様々な要因で支援が必要な人が地域で安心して生活するための体制整備が求められており、地域の支援体制や制度の枠を超えた包括的支援体制の構築に取り組む必要があります。
- 様々な生活環境の変化から、交流する場の確保を含めた子ども食堂や食事の配布などの子どもの食事支援が始まっています。また、離職などによる生活困窮者が増加してきており、今後は、生活や就労などの相談支援を充実していく必要があります。
- 障がい者が住み慣れた地域で生活することを支えるため、グループホームや一般住宅などへの移行支援が求められています。また、発達に心配のある子や、障がいのある子、ない子全てが地域と一緒に生活していけるよう、地域全体でインクルージョン推進に取り組む必要があります。
- 医学の進歩により、地域で生活する医療的ケアが必要な子どもたちが増えています。そのため医療的ケアへの支援体制の拡充とともに、発達段階での指導や訓練が必要な子への支援の拡充が求められています。
- 年々、医療の給付費が増加しており、社会保障費の負担が重くなっています。そのため、保険料の収納率の向上や医療費の適正化等を含め、財政の健全運営に引き続き取り組む必要があります。

主管課	関係課
社会福祉課	納税課、市民協働推進課、のびのび子育て課、健幸長寿課、保健センター、国保年金課、建設課、教育指導課

実現のための取組

<p>1 地域福祉活動の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 各地域の福祉活動の活性化 ■ 地域間の福祉活動の連携強化 	<p>2 地域福祉活動の担い手育成と活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 市民の福祉意識の高揚 ■ 地域住民のつながりと地域活動の支援 ■ 地域福祉活動の担い手育成 ■ 地域福祉活動の場の支援
<p>3 セーフティネットによる自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 生活困窮者の生活環境改善と自立支援 	<p>4 在宅生活への支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 障がい児者への在宅生活、社会生活への相談・支援 ■ 障がい児者へのサービスの質の確保
<p>5 障がい児者の生活の場の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 在宅生活が難しい障がい児者の生活の場の確保 ■ 地域で生活する場所の充実 	<p>6 療育・相談の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 療育などが必要な子の早期発見早期対応 ■ 保護者への相談対応の充実
<p>7 医療費の経済的負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 医療費助成制度の周知及び推進 	<p>8 国民健康保険制度の安定運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 医療費適正化の推進 ■ 健全な財政運営の推進

役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 支え合い、助け合う地域福祉活動に参加します。 ● まちづくり協議会、社会福祉協議会などの活動に積極的に参加します。 ● 障がい児者への理解を積極的に深めます。 ● 障がい児者の社会参加を支援します。 ● 事業者として、障がい児者への必要となる合理的配慮を行います。 ● 自分の健康管理を適切に行い、疾病予防や適正な受診に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉の理解を深めてもらえるよう啓発していきます。 ● まちづくり協議会、社会福祉協議会などの活動を支援します。 ● 生活困窮者に、状況に応じた適切な支援を行います。 ● 障がい児者福祉の啓発に努めます。 ● 障がい児者が生活するための支援体制を構築します。 ● 各種制度の普及・周知に努めるとともに、制度改正などに対し、円滑な対応を図ります。

個別計画

- ・ 第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画
- ・ 第3期守谷市障がい者福祉計画
- ・ 第6期守谷市障がい福祉計画
- ・ 第2期守谷市障がい児福祉計画
- ・ 第2期守谷市国民健康保険データヘルス計画及び第3期守谷市国民健康保険特定健診等実施計画

あるべき
未来の姿

みんなが健やかにいきいきと暮らせるまちの実現

中長期的に目指すゴール

3

すべての人に
健康と福祉を

全ての人の健康的な生活を確保する

- ▶医療と福祉の包括的提供
- ▶精神的・身体的に健康な生活を確保

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
健康寿命	男性 81.0 歳 女性 85.3 歳	男性 81.2 歳 女性 86.3 歳
心身ともに健康だと感じている市民の割合	75.2%	80.0%

現 状 と 課 題

- 「第三次健康もりや21計画」を策定し、市民の健康増進を図ります。
- 健康診査やがん検診などを受診しやすい環境を整えることが必要です。特に特定健康診査(国保加入者)において、40歳~64歳までの受診率が低い状況にあることから、生活習慣病の早期発見のためにはその世代の受診率を伸ばしていくことが必要です。
- 生活習慣予防に関する知識の普及や、生活習慣病のリスクが高い方への指導を実施します。なお、病気の早期発見や予防のため、気軽に相談に応じてもらえるかかりつけ医を持つことが必要です。
- 偏食や食塩の過剰摂取を改善し正しい食生活の啓発を推進するために、食生活改善推進員及び関係機関と連携していきます。また、高齢者が元気で自立した生活が継続できるよう、健康づくりや食育の啓発(低栄養予防を含む)の取組を強化していくことが必要です。
- 気軽に取り組めるラジオ体操やウォーキングの実践を啓発し、運動習慣の定着を促進します。
- 新型インフルエンザ等発生時に備え、医療機関、国、県、近隣の市町村と緊密な連携を図り、市民へ情報発信を行う体制を整えるとともに、その他感染症の発生を予防するため、予防接種の実施や任意予防接種の助成、感染症の予防啓発を行います。
- 休日・夜間の大人と小児の救急医療は、それぞれ輪番制で対応しています。

主管課	関係課
保健センター	国保年金課、のびのび子育て課、土塔中央保育所、北園保育所、すくすく保育課、健幸長寿課、学校教育課

実現のための取組

1 健康的な生活習慣の推進

- 第三次健康もりや 21 計画の推進
- がん検診受診率の向上を図るため、受診勧奨通知を実施
- 糖尿病性腎臓病重症化予防事業の実施
- 特定健康診査の実施とメタボリックシンドローム該当者及び予備軍の保健指導の実施
- 運動習慣の定着と健康づくりに対する機運を高めるため講座・教室の開催

2 食育の推進

- 食生活改善推進員の養成と活動の支援
- 保育所や学校等との連携による正しい食生活の理解や望ましい習慣の食育の推進

3 感染症の予防・拡大防止

- 各種予防接種の実施と接種率の向上
- 正しい感染防止対策の周知

4 地域医療体制の確保

- 休日・夜間における救急患者の医療の確保と地区医師会との連携

役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 健康づくりに関する各種教室や講座等を積極的に利用します。 ● がん検診、健康診査等を毎年受診します。 ● ウォーキングやラジオ体操などの運動に積極的に取り組みます。 ● マスク、手洗いや手指消毒等、個人のできる感染対策を実践します。 ● 健康的な生活習慣を実践します。 ● 「かかりつけ医」を持ちます。 ● 一人ひとりが、食に関する知識を持ち、1日3食食事を摂ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 受診しやすい検診(健診)体制を構築します。 ● 正しい食生活と健康づくりについて情報発信するとともに、関係機関や食生活改善推進員と連携した取組を進めます。 ● 予防接種の実施や感染症発生情報の収集・提供により感染予防に努めます。 ● 市民が安心して医療を受けられる体制を維持します。 ● 生活習慣病予防のための保健指導の実施や啓発活動を強化します。

個別計画

- ・ 第三次健康もりや 21 計画

あるべき
未来の姿思いやりを持って知恵を出しあい
身近な課題を解決していく

中長期的に目指すゴール



持続可能で平和な社会を構築

- ▶ 暴力や犯罪のない社会の実現
- ▶ 個人の権利保護の確立

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
市民や市民活動団体等が、地域の活性化や課題解決に取り組んでいると思う市民の割合	47.4%	60.0%

現 状 と 課 題

- 各地区においてまちづくり協議会が設立され、地域の活性化や課題解決に取り組んでいます。市は、まちづくり協議会に対し、人的支援、財政支援、活動拠点の支援を展開しています。また、自治会・町内会に対しては、各種支援を行うとともに、市内158自治会・町内会の情報交換の場として「自治会・町内会まるごとミーティング」を開催しています。
- 近年、自治会・町内会の加入率が低下傾向にあることから、自治会・町内会への支援策を継続しつつ、守谷市自治会連絡協議会と連携した加入促進策の強化とともに、地域活動離れが進んでいる傾向にある子育て世代が参加しやすい活動の展開など、加入率低下の要因となっている課題の解決に取り組む必要があります。また、高齢化が急激に進む地区においては、助け合い・支え合いの活動が必要です。
- 市内の公益活動に対して、助成、団体の設立及び運営のサポート、ネットワーク化促進などの活動を行う「もりや公益活動促進協会」が設立され、市と連携し市内の公益活動を支援・促進しています。
- 「もりや市民大学」を開講し、協働のまちづくりの担い手を育成しています。
- 市民にまちづくりへの参画をより身近なものと感じてもらえるよう、公式HPや広報紙の充実のほか、Twitter、Facebook、YouTube、Instagram、市民生活総合支援アプリMorinfoと、多様な媒体で市の情報を発信しています。広聴活動においても、公式HPやメール、封書による提案制度のほか、市長との対話、Morinfoによる意見聴取、パブリック・コメント、アンケート調査等、多様な手段で意見収集を行っています。
- 今後も、年代別の特徴に応じた情報送受信を行うなど広報・広聴手段を拡充させ、全世代に市政情報や市の魅力を届けることが必要です。

主管課	関係課
市民協働推進課	社会福祉課、秘書課、デジタル戦略課、総務課

実現のための取組

1 地域コミュニティの充実

- 自治会・町内会同士が情報交換し連携できる場や仕組みの創出
- 自治会・町内会への加入促進
- まちづくり協議会の活動支援の充実
- まちづくり協議会と自治会・町内会の連携強化
- 助け合い・支え合い活動の活発化
- 行政と社会福祉協議会の連携した支援の展開

2 公益活動の促進

- もりや公益活動促進協会の活動の活発化
- 守谷市民活動支援センターの役割強化
- 市民活動団体数の増加・活動の活発化

3 協働のまちづくりの推進

- もりや市民大学による協働のまちづくりの担い手育成の促進
- 市民、市民活動団体、事業者等の協働活動の支援強化
- 関係人口拡大による新たな協働の創出

4 シティプロモーションの推進

- 庁内及び市民・市民活動団体等を対象とするインナープロモーションの強化
- 対象や目的に応じた多様な媒体・手法による情報送受信の展開

5 広聴・情報公開の充実

- 市民からの意見・提言の受付と迅速・丁寧な対応の実施
- パブリック・コメント制度、審議会公開制度等の適正運用

役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に関心を持って、積極的に活動に参加します。 ● 市民や市民活動団体は、自らが協働で実施する活動を考え、展開します。 ● 地域の魅力に気付き、守谷への共感度を高め、誇りを持ちます。 ● 市民一人ひとりが魅力発信の担い手となります。 ● 市に対し意見、提言を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会・町内会、まちづくり協議会、市民活動団体の活動を支援します。 ● 様々な活動に協働で取り組みます。 ● 必要な情報を積極的に提供します。 ● 市民にとって必要な情報や、市への誇りにつながるような魅力発信を行います。 ● 市民からの意見・提言を的確に把握するとともに、迅速・丁寧に対応します。

個別計画

・守谷市シティプロモーション戦略プラン

あるべき
未来の姿

市民のニーズに寄り添い信頼できる行財政運営

中長期的に目指すゴール



パートナーシップによる持続可能な社会の実現

- ▶ 協力体制強化による情報通信技術の浸透
- ▶ 共有のビジョンのもとでパートナーシップを醸成

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
総合計画に掲げた成果指標の目標値を達成できた施策の割合(%)	39.02%	100%
電子申請の年間利用件数(件)	18,284件	40,000件

現 状 と 課 題

- 行政評価における成果指標の目標値達成率が低い水準であるため、目標管理の徹底を図る必要があります。改めて行政評価の意義の共有や成果指標の達成に向けた体制構築が必要です。また、行政改革については、行政経営の適正な執行を進めていくとともに、DXの推進によるさらなる事務処理の効率化が必要です。今後、大規模修繕計画に基づき改修を実施することにより、一時的に事業費が上昇するなど、行政運営における様々な課題に対応していくためには、より一層の歳入確保と歳出抑制に取り組み、財源を生み出していくとともに、持続可能な財政運営を行っていくため、職員の意識改革が必要です。
- 税負担の公平性の維持と自主税源の確保においては、収納率の向上が重要であることから、効率的・効果的な滞納処分を進めていくとともに、市税の納付方法について、納税者が納税しやすい環境の整備が必要です。
- 仕事等で強いストレスや不安を感じている職員が増加傾向にあり、職場におけるメンタルヘルス対策が課題となっています。また、新たな人事評価制度について、制度の理解度及び納得度が不足しているため、説明会を行うとともに意見を聴取し、継続して制度の改良を行う必要があります。さらには、職員の階層に応じた研修や、専門性を高めるための研修などを実施してきましたが、今後は、選ばれる自治体であるために、さらなる人材育成に努める必要があります。
- 事務処理の効率化のため、AI-OCRを導入し保育所入所業務等で検証を行いました。これから超スマート社会「Society5.0」の到来を見据えた行政のデジタル化やコロナ禍を経た非接触型の社会形成の中で、利用者が利便性を実感できるようDXを推進する必要があります。
- マイナンバーカードを利用したオンライン化が検討されており、変化への対応が必要です。証明書の交付についても、非対面かつ場所や時間の自由度が高いコンビニ交付を更に推進していくほか、ICTの活用による窓口や電子申請に向けたデジタル化が望まれています。その一方、令和4年6月開始のおくやみ窓口など、内容が複雑で質問のやり取りや説明を必要とする業務は窓口で一元的に受け付けるなど、市民に寄り添ったきめ細やかな対応も必要です。

主管課	関係課
企画課	秘書課、財政課、デジタル戦略課、総務課、税務課、納税課、管財課、総合窓口課、市民協働推進課

実現のための取組

<p>1 計画行政の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政評価の実施・公表 目標管理の徹底 	<p>2 健全な財政運営の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部資源の積極的な活用 持続可能な財政運営ができる体制づくり ふるさとづくり寄附金事業の推進
<p>3 収納率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 収納率の向上 市税に関する啓発活動 	<p>4 公有財産の有効活用と適切な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 未利用地の利活用の可能性検証 安全確保措置などの取組の徹底
<p>5 柔軟で効率的な組織運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民ニーズに合わせた組織の改編 職員定数管理 	<p>6 適正な人事管理と人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス対策 人事評価制度の充実 職員研修の充実
<p>7 ICT（情報技術）の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務処理の効率化（AI-OCRの活用、RPAの導入） 庁内ネットワークシステムの管理運営の充実 Morinfoの運営管理の充実 	<p>8 市民の利便性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードの交付推進 コンビニ交付の利便性向上 おくやみ窓口等の市民手続きの支援の推進

役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> 市の行政運営を理解し、行政の効率化に協力するとともに、提案・提言を行います。 市の財政状況を理解し、財政運営の健全度を注視します。 納税義務を果たします。 市民ニーズに柔軟に対応できている組織体系となっているか注視します。 市民ニーズに職員が的確に対応できているか注視します。 DX推進に協力し、積極的に活用します。 電子申請やコンビニ交付などを活用します。 マイナンバー制度を理解し、積極的に活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業の効率化と行政改革を推進します。 市の財政状況をお知らせします。 成果を重視した効率的・効果的な財政運営を行います。 収納率の向上を図るとともに、市税に関する啓発活動を行います。 市民サービスを向上させるための組織体系を随時見直していきます。 最小の人員で最大の効果があげられるよう、職員の資質向上に努めます。 守谷市DX推進計画に基づき、DXを推進します。 マイナンバーカードを活用し、より利便性の高いサービスを提供します。 おくやみ窓口等により、市民に寄り添ったきめ細やかなサービスを提供します。

個別計画

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・守谷市財政計画 ・守谷市公共施設等総合管理計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・守谷市定員適正化計画 ・守谷市DX推進計画 |
|---|---|

あるべき
未来の姿

安定した基盤のもとに脱炭素社会を実現

中長期的に目指すゴール



包摂的で質の高い教育を普及する

- ▶生涯を通して学びへの希望を高水準で実現
- ▶持続可能な社会をつくるために必要な知識の習得



手ごろで信頼できるエネルギーを確保する

- ▶環境負荷の低い持続可能なエネルギーの利用促進



持続可能な生産と消費を確保する

- ▶地産地消の推進
- ▶廃棄物の発生防止と削減



グローバル資源である海洋を保全し活用する

- ▶汚染のない美しい河川と生態系の維持



水と衛生へのアクセスを安定的に確保する

- ▶安全な水の普遍的な供給
- ▶水質汚濁の防止と良好な衛生状態の確保



安全でかつ持続可能な都市として発展する

- ▶快適で便利な居住環境
- ▶市民参加による災害に強い安全都市



気候変動対策に取り組みつつ自然災害への対応力を強化する

- ▶温室効果ガス排出抑制を推進
- ▶地域の防災力向上と支援体制の強化



生物多様性を維持し生態系サービスを楽しむ

- ▶自然資源の保全・活用と魅力発信
- ▶豊かな生態系の維持

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
良好な生活環境が保たれていると思う市民の割合	83.3%	84.0%
常総環境センターへのごみ搬入量(一人一日当たり換算)	672g/人・日	663g/人・日

現状と課題

- 空き地の雑草対策、ペットのふんや吸い殻のポイ捨て等の生活公害の発生防止を図るため、継続的にマナー向上を目指した取組を行う必要があります。特に犬・猫の飼養におけるマナー違反により、周辺環境に悪影響を及ぼす事例が増加しているため、飼養方法の周知徹底やマナー向上を図る必要があります。
- 市民が安全・安心な生活を営めるよう、水質・騒音・振動や空間放射線量の現況を調査・把握し、公害発生時の速やかな対応や測定結果の公表が求められています。
- 地球温暖化対策として、「ゼロカーボンシティ」を表明するとともに、守谷市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、目標の達成に向けた取組を推進しています。今後は温室効果ガスの排出抑制を総合的かつ計画的に推進するため、市域における自然的社会条件に応じた「地方公共団体実行計画(区域施策編)」を策定し、効果的かつ重点的に施策を推進する必要があります。
- 温室効果ガスの排出量を削減するため、市民、事業者と行政が協働して削減に取り組む必要があります。また、環境負荷を軽減しカーボン・オフセットへの取組を推進するため、再生可能エネルギーの積極的な導入や普及促進、施設等における、温室効果ガスの吸収・固定効果の高い樹木の植栽等による緑化の促進が必要です。そして、市民一人ひとりが環境に配慮した行動を促進できるよう、幅広い年齢層にわたる環境教育・学習が重要であり、環境の仕組みや施策について学ぶ機会・場の提供や情報の発信が重要となっています。

主管課	関係課
生活環境課	管財課、経済課、交通防災課、 都市計画課、建設課、生涯学習課

- 市民・事業者等との協働による利根川河川敷クリーン作戦や、自治会・町内会との協働による環境美化の日を実施していますが、未だに粗大ごみ等の不法投棄が発生しており、関係機関との連携による対策の強化が求められています。
- 人口の増加に伴い、常総環境センターへのごみ搬入量が増加しているため、分別（5種16分別）を徹底し、可燃ごみ・不燃ごみの減量化を図る必要があります。また、食品ロスの発生が増加傾向にあるため、削減に向けた市民・事業者等の意識向上等の取組を推進する必要があります。さらには深刻化する海洋汚染をくい止めるためにも、プラスチック製品の適切な管理や廃棄、プラスチックごみの減量化について取組の徹底が急務となっています。
- 守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に定めた目標の達成に向け、計画に基づく施策について市民、事業者と行政が協働して取り組む必要があります。さらに、循環型社会の形成を図るため、5R（Reduce、Reuse、Recycle、Refuse、Repair）の取組に係る情報発信・普及啓発に努め、ごみの排出抑制と再資源化の促進に向けた取組が必要です。また、ごみの排出困難者（高齢者・体が不自由な方）が適切にごみの排出を行えるよう、支援や収集体制の検討が必要です。
- 大規模な地震や風水害等により災害廃棄物が発生した場合は、「守谷市災害廃棄物処理計画」に基づき、速やかに体制を整備し、円滑かつ迅速に処理する必要があります。

実現のための取組

1 生活公害・産業公害の防止

- 空き地の雑草やポイ捨て等の生活公害への対応と解決支援
- 水質・騒音・振動等や放射能汚染状況の調査と情報公開
- 犬・猫の飼養方法の周知徹底と飼い主のいない猫に関する地域の取組支援

2 ゼロカーボンシティの推進

- 守谷市役所地球温暖化対策実行計画や新たに策定する地方公共団体実行計画（区域施策編）に基づく施策の展開
- 再生可能エネルギーの利用促進及び市民・事業者への普及啓発
- 住宅地や工業地、商業地等における緑化促進によるカーボン・オフセットへの取組推進

3 環境保全活動の推進

- 第2次守谷市環境基本計画に基づく施策の展開
- 環境美化活動の展開及び不法投棄対策の推進

4 ごみの減量化

- ごみ分別（5種16分別）への取組促進
- 食品リサイクル堆肥化事業への参加促進及び食品ロス削減の推進

5 再資源化への取組

- 5Rへの取組に対する市民・事業者の参画促進
- 資源物回収、ごみ資源化への普及啓発

6 廃棄物の適正処理

- 守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づく施策の展開
- ごみ集積所の適正な維持管理と排出マナーの周知・徹底

役 割 分 担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 再生可能エネルギーの利用を進め、地球温暖化対策に有効な活動に率先して取り組みます。 ● 温室効果ガスの排出量が少ないライフスタイルに転換します。 ● 自動車購入時には、可能な限りクリーンエネルギー車を選択します。また、公共交通機関の利用に努めます。 ● 住宅等に温室効果ガスの吸収や固定に効果の高い樹木を積極的に植栽します。 ● 環境問題に対する知識向上と理解促進に積極的に努めます。 ● 道路や公園等へのポイ捨ての発生抑制や不法投棄の防止に関心を持ち、地域の環境美化活動に取り組みます。 ● ごみ排出のルールを守り、適切に分別するとともに、ごみの資源化に取り組みます。また、ごみ集積所を適切に維持管理し、効率的な収集運搬に協力します。 ● 使い捨て商品の使用抑制や食品ロスの削減など、ごみの排出抑制に努めます。 ● 5R に対する知識向上と理解促進に努め、資源のリサイクルに取り組みます。 ● リユース品やリサイクル品、環境に配慮した商品を積極的に使用します。 ● 災害廃棄物が発生した場合は、市が指定する分別方法に基づき、適正にごみを排出します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公衆衛生の向上と生活環境を保全するため、第2次守谷市環境基本計画に基づく施策を推進します。 ● 脱炭素社会の実現に向けて、各実行計画に基づく施策を展開するとともに、情報発信・普及啓発を行います。 ● 公共施設における設備の省エネ化や再生可能エネルギー設備の導入、公用車のクリーンエネルギー車への転換を推進します。 ● 市域における緑化を推進するため、温室効果ガスの削減等に効果のある樹木の植栽等に対する支援を検討します。また、公共公益施設においても、積極的に緑化を推進します。 ● 森林環境譲与税を活用した国産木材の利用を促進します。 ● 環境保全に関する普及啓発や情報発信に取り組むとともに、良好な自然環境と生物多様性の保全を推進します。 ● 各地区での環境美化活動に対するごみ袋の配布、回収等の支援を行うとともに、関係機関と連携して不法投棄の防止に取り組みます。 ● ごみの排出抑制や再使用、再資源化に係る情報発信・啓発活動に努めます。 ● 廃棄物の5Rを総合的に推進するとともに、積極的に情報発信・普及活動を行い、市民・事業者の参画の促進を図ります。 ● 守谷市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物を適正に収集し、円滑かつ迅速に処理します。

個 別 計 画

- ・ 第2次守谷市環境基本計画
- ・ 守谷市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
- ・ 守谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
- ・ 守谷市災害廃棄物処理計画（震災編）

あるべき
未来の姿

危機に対し強さとしなやかさでリスクを回避・低減する

中長期的に目指すゴール

安全でかつ持続可能な
都市として発展する

- ▶ 快適で便利な居住環境
- ▶ 市民参加による災害に強い安全都市

気候変動対策に取り組みつつ
自然災害への対応力を強化する

- ▶ 温室効果ガス排出抑制を推進
- ▶ 地域の防災力向上と支援体制の強化

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
自主防災組織の活動カバー率	75.7%	83.0%
防災訓練の参加率	3.1%	15.0%

現 状 と 課 題

- 危機に対し強さとしなやかさでリスクを回避・低減するため「守谷市国土強靱化地域計画」、「守谷市地域防災計画」、「守谷市国民保護計画」を策定しました。これに基づき災害に強いまちづくりを進めるとともに、地域の防災行動力を高める必要があります。
- 自主防災組織の結成率は、茨城県内の平均よりも低い水準となっています。また、災害に対する事前準備など、市民一人ひとりの防災意識にも課題が見受けられます。今後は、さらに自主防災組織の結成促進や育成を進めていくほか、幅広く啓発活動に取り組んでいくことが必要となっています。さらに、自然災害の激甚化、地震の高い発生率、感染症等の影響を考慮すると、リスクを回避・低減し、正しく恐れるためには、自助・共助及び避難を含めた多くの災害に対する啓発や訓練の実施等が必要です。
- 感染症等の影響により、避難所開設作業が増大したため、まちづくり協議会、自治会・町内会、自主防災組織等と連携した避難所開設・運営が必要となったことに加え、避難者の安全確保のため、体調不良者や要配慮者の避難所が求められています。さらに、避難の多様化により、ペット避難所、自動車避難場所が求められ、これらをより円滑に運営するための訓練等が必要です。
- 頻発する自然災害に対応するため、「守谷市地域防災計画」に基づき、防災倉庫の充実及び備蓄量・備蓄品目の拡充が必要となっています。さらに地球温暖化による大気温度の上昇と感染症の発生は避難所環境に著しく影響することから、空調設備の設置が必要です。
- 災害対策本部及びサーバー等の非常電源は、庁舎自家用発電機で行いますが、現行の運転可能時間は8時間程度と短く使用可能範囲が限定されているため、運用時間の延長と庁舎内使用範囲拡大が必要です。
- 災害対策の多様化に伴い、市の強靱性及び対応の能力を向上するため、多様な防災協定の締結が必要です。
- まちづくり協議会、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員及び消防団と協働・連携し、避難行動要支援者が災害時に確実に避難できるような対応策の充実が必要です。

主管課	関係課
交通防災課	管財課、市民協働推進課、社会福祉課、介護福祉課、 健康長寿課、都市計画課、建設課、学校教育課

実現のための取組

1 市民の防災意識の向上

- 自主防災組織結成促進のため、防災講演会、防災講話等を実施
- 防災訓練による防災行動力の向上
- 自助・共助及び避難等を含めた最新の防災知識の周知
- 市民と協働・連携した避難所開設・運営の訓練
- 多様な避難所を円滑に運用するための訓練等

2 災害時における行政による支援体制の強化

- 守谷市地域国土強靱化計画のPDCA
- 受援計画の策定
- 防災倉庫の充実及び備蓄品等の拡充
- 防災システムの維持管理と適切な情報発信と情報発信システムの周知
- 避難所施設の環境整備
- 多様な防災協定の締結
- 庁舎用自家発電機の運用時間延長

3 避難行動要支援者の避難支援

- 市民等と協働・連携した避難行動要支援者の避難支援体制の整備

役割分担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 自らの身は自ら守るという意識を持ち、家庭備蓄（最低3日分（推奨1週間分））や非常持ち出し品の準備を行うなど自主的に災害に備えるとともに、防災訓練に積極的に参加します。 ● 災害発生時には、それぞれの地域で力を合わせ、できる範囲で救助・救援活動を行います。 ● 自治会は、自主防災組織の結成に努めるとともに、地域のコミュニケーションを活発化し、避難行動要支援者の把握に努めます。 ● まちづくり協議会、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員及び消防団が協働・連携し、避難行動要支援者の避難支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主防災組織結成に向けた自治会の取組を支援するとともに、啓発活動を行います。 ● 被害・気象状況・災害情報を把握できるシステムを周知するとともに、災害が発生したときは、被害拡大防止のための行動がとれるよう努めます。 ● 避難所における環境整備を進めるとともに、防災倉庫の充実及び備蓄品等の拡充を行います。 ● 市民と協働・連携した防災訓練等を実施して、市民の防災意識の高揚と地域との連携を強化します。 ● 多様な防災協定を締結します。 ● 市民等と協働・連携し避難行動要支援者の援助体制を整備します。

個別計画

- ・ 守谷市国土強靱化地域計画
- ・ 守谷市地域防災計画
- ・ 守谷市国民保護計画

あるべき
未来の姿

市民生活の安全・安心が確保される

中長期的に目指すゴール



3 全ての人の健康と福祉を

- 全ての人の健康的な生活を確保する
- ▶ 医療と福祉の包括的提供
 - ▶ 精神的・身体的に健康な生活を確保



11 住み続けられるまちづくりを

安全でかつ持続可能な都市として発展する

- ▶ 快適で便利な居住環境
- ▶ 市民参加による災害に強い安全都市



16 平和と公正をすべての人に

持続可能で平和な社会を構築

- ▶ 暴力や犯罪のない社会の実現
- ▶ 個人の権利保護の確立

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
火災発生件数	23件	19件
緊急搬送件数	2,049人	2,180人
人口千人当たりの交通事故発生件数(年間)	1.5件	1.5件
人口千人当たりの刑法犯認知件数(年間)	5.9件	5.1件

現状と課題

- 消防体制は、守谷市、常総市、つくばみらい市で常総地方広域市町村圏事務組合消防本部を構成しており、消防行政の運営効率化と基盤強化が図られています。しかし、火災及び死傷者が発生しているため、火災予防の啓発・広報と広域消防の円滑な連携の推進が必要です。
- 消防団員数が減少傾向にあることから早急に加入促進に取り組む必要があります。また、災害時における地域の住民の安全・安心確保のため、地域防災力の中核となる消防団の活動は重要であることから、今後も災害時を想定した訓練を行い備えることが必要です。さらに、消防団機械器具置場が老朽化していることに加え、消防団の活動拠点の必要性から詰所機能を併せ持つ車庫の建設を計画的に行うことが必要です。
- 高齢者のひとり世帯が増える傾向にあることから、安心して暮らせるよう自宅で急病や事故に遭った際の緊急の通報支援事業などの対応方を充実させていく必要があります。
- 救急搬送件数は増加傾向にあり、今後も人口増加と高齢化を見据え、引き続き広域消防と連携し、職員さらには市民の方への救命講習会の開催、AEDの継続管理が必要です。
- 交通事故を減らすため、道路を利用する全ての人々が交通安全に対する意識を高め、交通ルールとマナーを守ることが大切です。そのため、交通安全教室、交通安全キャンペーンなどの啓発活動による交通安全運動を推進していきます。また、通学路の交通危険箇所や自治会等の要望箇所について、警察との協議を交えながら交通安全施設の設置や修繕を実施し、交通事故発生リスクの低減を図っていきます。
- 刑法犯認知件数は減少傾向ですが、防犯連絡員や防犯パトロール隊等地域ぐるみの防犯パトロールと学校・保護者・地域による見守り活動を継続することで、さらに減少させていくことが必要です。また、防犯指導員を引き続き雇用し、防犯パトロールや防犯講話を実施して防犯意識の高揚を図る必要があります。なお今後、防犯カメラの使用期限を迎えることや、水銀灯や蛍光灯が使えなくなるため、計画的に更新作業を進めていきます。

主管課	関係課
交通防災課	経済課、市民協働推進課、社会福祉課、 健康長寿課、建設課、学校教育課

- 市民が犯罪に遭わないようニセ電話詐欺や不審者情報等、防犯情報の発信を行っていますが、引き続き、適時適切な配信を行い市民の安全・安心の確保に努めていきます。
- 消費生活に関する様々なトラブルの相談を受けるため、消費生活センターを設置し、市民の相談を受けています。巧妙化する手口による詐欺や契約トラブルが発生しているため、消費者トラブルの未然防止に向けた情報提供に努めていきます。

実現のための取組

<p>1 消防体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 消防車両器具の維持管理・更新 ▪ 消火栓等の消防施設の整備更新 ▪ 消防団施設の整備 	<p>2 救命・救急体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 救急救命士の定期的な教育による育成 ▪ 応急措置に対する市民意識の啓発 ▪ 救急医療情報キットの推進 ▪ ひとり暮らし高齢者等緊急通報支援事業の促進
<p>3 市民による防火対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 消防団員への定期的な教育訓練などの実施 ▪ 防火対策の必要性についての市民理解の促進 	<p>4 交通安全施設等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 交通安全施設の整備及び計画的な維持管理 ▪ 小中学校通学路及び保育所・幼稚園散歩路の安全点検実施と対応
<p>5 交通安全意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 交通安全街頭キャンペーンや交通安全教室の実施 ▪ 通学路補助員による街頭交通誘導及び指導の実施 ▪ 放置自転車の対応(撤去・駐輪指導の委託) ▪ 自転車通学用ヘルメット購入補助 	<p>6 防犯意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 防犯連絡員、防犯パトロール隊との連携 ▪ パトロール活動や防犯街頭キャンペーンの実施
<p>7 地域で行う防犯活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 市民パトロール活動の充実 ▪ 不審者情報や犯罪発生状況等の情報発信 	<p>8 まちの防犯機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 防犯灯・街路灯の更新・拡充、防犯カメラの更新・拡充 ▪ 防犯指導員の任用
<p>9 消費者の安全・安心の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 消費生活専門相談員による消費生活相談の実施 ▪ 啓発活動、出前講座等の開催 ▪ 警察、金融機関と連携したニセ電話詐欺に関する啓発活動の展開 	

役 割 分 担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 消防団に入団し、地域の消防体制の強化に努めます。 ● 救急車の適正な利用に努めます。 ● 常に防火意識を持ち、消火器や火災警報器を設置します ● 交通安全施設の破損など不具合を発見した際には、市への報告に努めます。 ● 交通ルールを守り、交通安全に努めます。 ● 一人ひとりが常に防犯意識を持ち、犯罪に遭わないように努めます。 ● 近所とのコミュニケーションを図り、パトロール活動などの防犯活動に協力します。 ● 防犯灯等の防犯施設の破損など不具合を発見した際には、市への報告に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域消防と市消防団の火災時の協力体制を強化し、迅速な消火に努めます。 ● 市消防団による火災予防の啓発活動を行います。 ● 普通救命講習会の実施など、市民の救命救急知識の向上に努めます。 ● 自治会等の初期消火訓練に消防団を派遣します。 ● 交通事故防止のため、交通安全施設の整備及び維持管理を行います。 ● 交通安全啓発活動や交通安全教室を通して、市民の交通安全意識の高揚を図ります。 ● 警察や関係機関からの情報を市民に提供し、市民の防犯意識を高めます。 ● 警察や防犯活動団体等と連携し、地域の防犯活動を促進します。 ● 防犯灯・街路灯の整備及び維持管理を行います。 ● 消費生活センターの相談体制の充実と市民への周知、消費トラブルに関する情報の提供に努めます。

個 別 計 画

・守谷市交通安全計画

あるべき
未来の姿身近な自然を保全・活用した
快適で持続可能なまちを実現する

中長期的に目指すゴール



6 安全な水とトイレ
を世界中に

水と衛生へのアクセスを
安定的に確保する

- ▶安全な水の普遍的な供給
- ▶水質汚濁の防止と良好な衛生状態の確保



11 住み続けられる
まちづくりを

安全でかつ持続可能な都市として
発展する

- ▶快適で便利な居住環境
- ▶市民参加による災害に強い安全都市



15 陸の豊かさも
守ろう

生物多様性を維持し
生態系サービスを楽しむ

- ▶自然資源の保全・活用と魅力発信
- ▶豊かな生態系の維持

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
市街化区域面積	985ha	1,060ha
緑地率	47.41%	46.0%
インフラ(道路舗装・上下水道管路)の年間改善率	0.42%	0.35%

現 状 と 課 題

- 持続可能なコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを目指すため立地適正化計画を策定しました。これに基づき、守谷駅周辺の未利用地の活用をはじめ、市街地へ民間施設を含めた各種都市機能や生活サービス機能、住宅等を誘導するとともに、交通アクセスを確保する必要があります。さらに、新たなまちの顔となる大野地区守谷SA(サービスエリア)スマートIC(インターチェンジ)周辺地区の複合産業拠点整備や新守谷駅周辺の副次拠点整備、あわせて地区計画等による規制や空き家の有効活用による都市環境の維持が求められています。
- 一方で、市街化調整区域では環境を守るための開発抑制が必要であり、美しい都市づくりのためには景観計画の普及・啓発、屋外広告物条例に基づく是正指導が重要です。また第二次緑の基本計画に基づき、保存緑地の指定や取得、市街地の公園整備などにより緑地を確保するとともに、自然環境保全・緑化活動の推進が必要です。
- 都市の基盤である道路や公共施設については、老朽化が進んでいることから適切な維持管理や計画的な更新及び耐震化対策を実施するとともに、近年頻発する水害への対策が急務となっています。
- 安心安全な水道水の供給と汚水の安定処理には、水質基準への適合が不可欠です。
- 交通網については、利便性の高い公共交通ネットワークを構築する必要があり、バス利用減少に対する方策やモコバス、デマンド乗合交通の効率的な運営が課題となっています。さらに道路網について、都市計画道路、守谷SAスマートICの早期完成が求められています。

主管課	関係課
都市計画課	建設課、経済課、 生活環境課、上下水道課

実現のための取組

<p>1 コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 都市機能誘導区域・居住誘導区域への各種施設及び住宅の誘導 ▪ 守谷SAスマートIC周辺地区の複合産業拠点整備 ▪ 新守谷駅周辺地区の副次拠点整備 ▪ 各拠点への交通アクセス性の向上 	<p>2 土地の適切な規制と誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 高齢化社会に対応した市街化区域内の計画的土地利用の推進 ▪ 市街化調整区域における環境保全
<p>3 空き家対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 空家バンクの活用促進 ▪ 特定空家等への対応強化 	<p>4 美しい都市景観の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 景観計画の普及・啓発と適正運用 ▪ 屋外広告物条例に基づく是正指導
<p>5 緑地の保全・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 市民との協働による身近な緑の保全・充実と活用の促進 	<p>6 公園・街路樹等の適正な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ インクルーシブ公園の整備 ▪ 大径木化した街路樹等の更新
<p>7 水道水の安定供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 包括的施設管理委託の拡充 ▪ 関連施設の適切な維持管理と計画的な老朽化・耐震化対策の推進 ▪ 水質基準への適合 	<p>8 汚水の安定処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 包括的施設管理委託の拡充 ▪ 関連施設の適切な維持管理と計画的な老朽化・耐震化対策の推進 ▪ 下水道放流水質基準への適合
<p>9 雨水の適正排水</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 関連施設の適切な維持管理 ▪ 雨水マネジメントによる浸水対策の強化 	<p>10 健全な上下水道事業の経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 企業会計事務のデジタル化推進による執行体制の補完 ▪ 上下水道料金の適正な徴収と経営状況等の積極的な公開
<p>11 道路の適切な維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 道路の補修・改修の推進 ▪ 橋梁の計画的な維持管理 	<p>12 未改良道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 生活道路における拡幅・改良の実施
<p>13 都市計画道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 都市計画道路坂町清水線、みずき野大日線、西口大柏線の整備の推進 ▪ 守谷SAスマートICの早期完成 ▪ 都市軸道路利根川架橋、都市計画道路供平板戸井線の整備促進 	

役 割 分 担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりについての理解を深めます。 ● 良好な街並み景観創出のためにルールを守ります。 ● 生態系保全の重要性を理解し、自然環境の保全に努め、水を大切にします。 ● 緑を大切にし、緑化や身の回りの環境維持に心がけます。 ● 道路や橋梁の異常に気付いた場合には、速やかに情報を提供します。 ● 公共交通を積極的に利用します。 ● 給排水設備を適切に管理し、漏水や汚水溢水の抑制に努めます。 ● 漏水やマンホールの段差、水質異常を発見したときは、速やかに情報を提供します。 ● 油や布等を下水道に流しません。 ● 大雨警報や洪水警報が発表されたときは、早めの非難を心がけます。 ● 上下水道料金を滞納しないように努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な都市構造への転換を進めつつ、秩序ある市街地形成のための都市計画を推進し、適切な指導を行います。 ● 屋外広告物を掲出する場合のルールや運用についての理解を促進します。 ● 協働による都市施設の適正な維持管理、更新を推進します。 ● 守谷 SA スマート IC を早期に開通することによって、利便性を高めます。 ● 公園里親や維持管理団体にアンケートを実施し、団体が無理なく持続できる環境を提供していきます。 ● 道路の維持補修については計画的に補修を進め、事故等に予防的な対応に努めます。 ● 将来にわたって持続可能な公共交通網を形成し、市内交通アクセスの向上を図ります。 ● 上下水道施設及び水質を適切に管理し、計画的に老朽化・耐震化対策を推進します。 ● 内水浸水を防止するため、排水樋管の操作基準を定めるとともに、大雨が予測されるときに早期警戒システムを構築します。 ● 効率的な上下水道事業の運営に取り組みます。 ● 正確かつ適切に上下水道料金を徴収します。 ● 3～5年で上下水道事業の経営戦略を見直し、適正な料金設定について確認します。

個 別 計 画

- ・ 守谷市立地適正化計画
- ・ 守谷市都市計画マスタープラン
- ・ 守谷市低炭素まちづくり計画
- ・ 守谷市地域公共交通網形成計画
- ・ 守谷市緑の基本計画
- ・ 水質検査計画書
- ・ 守谷市橋梁長寿命化修繕計画
- ・ 守谷市景観計画
- ・ 守谷市耐震改修促進計画
- ・ 守谷市空家等対策計画
- ・ 守谷駅東口市有地利活用基本計画
- ・ 守谷市水道事業経営戦略
- ・ 守谷市公共下水道事業経営戦略
- ・ 守谷市水道事業ビジョン
- ・ 水道施設アセットマネジメント
- ・ 下水道施設ストックマネジメント
- ・ 農業集落排水施設最適整備構想

あるべき
未来の姿特色ある地場産業が活気づくとともに
地域資源の魅力を展開する

中長期的に目指すゴール



生産性の高い農業により
安定的に食料を確保する

- ▶ 農業生産性向上の強化
- ▶ 持続可能な資源活用



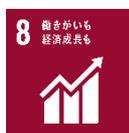
持続可能な産業と
イノベーションの拡大

- ▶ 新技術への投資の拡大
- ▶ 産業活動での CO₂削減



生物多様性を維持し
生態系サービスを楽しむ

- ▶ 自然資源の保全・活用と魅力発信
- ▶ 豊かな生態系の維持



だれもが働きがいのある
仕事を持つ機会を得る

- ▶ 雇用機会の充実
- ▶ 生産性向上と失業の減少



持続可能な生産と消費を確保する

- ▶ 地産地消の推進
- ▶ 廃棄物の発生防止と削減

成果指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和8年度)
市内総生産額の増加率	現状値を 100 (300,165 百万円)	110 (10%増)
地域資源(守谷野鳥のみち、 守谷駅前イベント等)の入込客数	225,173 人 (令和元年度数値※)	247,690 人

※令和2年度はコロナ禍の影響で数値が激減したため令和元年度を現状値とする。

現状と課題

- 農地中間管理事業により担い手への農地の集積・集約を推進し、農用地の有効活用及び農業の生産性を向上し、農業経営の効率化を図る必要があります。さらに、生産性を高め安定した収入の確保を図るため、ICTやIoT技術を活用したスマート農業を推進することが重要です。
- 農地は、農産物の生産機能以外に、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的な機能を有しているため、農地の保全と有効的活用が重要です。
- 農業の担い手が減少傾向にあることから、次世代の担い手を確保するために、農業機械等の初期投資や安定した農業収入を支援する施策や新規就農者への技術サポートと経営支援を充実していく必要があります。さらに、都市型農業による地場農産物の地域内循環(地産地消)を推進し、農業生産の活性化を図るとともに、安全安心で新鮮な食材の持続可能な需給を形成する必要があります。
- 依然として軽減しない鳥獣による農作物の被害を防ぐため、令和3年度から鳥獣被害対策実施隊を結成し、有害鳥獣の捕獲強化を図っています。今後も県や関係機関と連携・協力し、農業被害の軽減・防止対策を推進する必要があります。
- 中小企業事業資金融資あっ旋事業により市内企業者の金融の円滑化を図り、市内事業者の事業継続を下支えし、雇用確保・創出を図っていく必要があります。
- 自然災害等への備えといち早い復旧を支援するため「中小企業強靱化法」に基づき、小規模事業者の「事業継続力強化」の取組を商工会と市が共同で支援していくことが必要です。

主管課	関係課
経済課	—

- 小規模企業は、市内の雇用や地域経済を支えています。経済のグローバル化、少子高齢化、働き方改革等の環境の変化により、厳しい経営環境にあります。小規模企業の持続的な発展が地域経済の活性化、市民生活の向上等に寄与することから、本市は商工会や地域金融機関などと連携・協力を推進し、小規模企業を継続的に支援する必要があります。その基本理念や役割を明確にするための小規模企業の振興に関する条例等の制定の必要があります。また、商工会は、本市の商工行政の一翼を担っているため、より一層の協力体制の強化を図り、支援する必要があります。
- 働き方の多様化が急速に進んだことから、テレワーク、時差出勤などの制度の導入・活用を促進し、ワーク・ライフ・バランス社会の展開を推進していく必要があります。
- 守谷駅周辺における都市機能誘導区域の低未利用地等に商業施設を誘導し、守谷駅周辺の活気を図る必要があります。令和4年度にオープンする守谷駅東口市有地における商業施設の立地やオープンスペースの活用による新たな賑わいの創出を図る必要があります。
- （仮称）新守谷駅周辺土地区画整理事業や（仮称）守谷 SA スマート IC 周辺土地区画整理事業の整備を強力に推進していき、未来に向かって、賑わいの創出がされるよう有効的な土地利用を検討していく必要があります。
- 貴重な地域資源である守谷野鳥のみち・守谷城址は、守谷市観光協会を中心に整備・保全に努めています。首都圏近郊という地の利を生かし、地域の資源を活用し、集客人口を増加させ、活気あるまちを目指すことが必要です。

実現のための取組

1 農業の支援

- 農地の有効活用
- 農業の担い手の育成・確保
- スマート農業の推進
- 6次産業化の推進
- 地産地消の推進
- 持続可能な都市型農業の推進
- 農地の多面的機能の保全
- 有害鳥獣の捕獲強化と推進

2 商工業の発展

- 小規模企業の支援
- 地域商業の充実
- 市内商業活性化の推進
- 新たな産業拠点の創出と誘導
- ワーク・ライフ・バランスの推進
- デジタル化の推進

3 地域資源の有効的な活用

- 守谷駅前の賑わいの充実
- イベントによる交流人口の増加
- グリーンインフラの推進
- 野鳥のみちの保全と発信
- 地域資源の積極的な情報発信
- 持続可能な自然環境の活用

役 割 分 担

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 地元農産物の消費に理解を深めます。 ● プライベートの充実と働きがいと両立します。 ● 賑わいと活気を生むまちの取組に参加し協力します。 ● 大切な地域資源に誇りを持ち見守っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 農地の持つ多面的機能の維持・保全に努めます。 ● 多様な働き方を実現するための環境整備を推進します。 ● 商業の活性化を図り、賑わいを創出します。 ● 地域資源を創出と充実を目指し様々な取組を支援します。

個 別 計 画

- ・ 守谷市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針
- ・ 農業農村整備事業管理計画
- ・ 農業振興地域整備計画
- ・ 守谷市農業基本構想
- ・ 守谷市人・農地プラン
- ・ 守谷市鳥獣被害防止計画
- ・ 守谷市創業支援計画
- ・ 先端設備導入計画に係る導入促進基本計画